

第9日目（12月19日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆さま方におかれましては、足元の悪い中、大変ご苦労さまでございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位15番、議席番号15番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。それでは通告に従って一般質問を行います。この度は2項目の質問をさせていただきます。

1 下水道事業について問う

まず、1項目でありますけれども、下水道事業についてということで伺います。私も南魚沼市では、広域下水道事業あるいは農業集落排水、流域関連公共下水等々、下水道の整備が進められてまいりました。平成27年度には全ての事業で面整備が完了する予定となっております。そしてその後につきましては、今からもうある意味では始まっておりますけれども、処理施設の長寿命化ですとか、農業集落排水の流域関連公共下水への接続等の事業が予定をされています。

下水道の整備ですけれども、管渠の整備につきましては昭和57年から始まっております。当初、昭和57年からといいますと布設から約もう30年が経過しているわけですが、この施設の耐用年数については、50年ということでありまして、先般、皆さんもご承知のとおり中央道の笹子トンネルで天井の崩落事故ということがありました。これにつきましても完成から30年程がたって起きているということでありまして、30年といいますとそろそろ老朽化の対策というのが必要になってくるというふうに考えております。

そんな中で老朽化の対策として劣化などの状況を調査したりとか、あわせて本議会の初日にも議論がありました不明水の調査ですとか、そしてその対策、あるいは耐震化が必要などところにつきましては、それなりの処置を行うなどの補修ですとか、施設の長寿命化を図るためのいわゆる維持管理計画を早急に策定し、また実施していくべきと考えますが、市長の見解を伺うところであります。

また、これも初日に議論がありましたけれども、ディスプレイの導入に関して、今後どのような計画をもって進めていくのかについても見解を伺います。

2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

続いて2項目目であります。南魚沼市の全小中学校にCAPの導入をということになります。まずCAPという言葉でありますけれども、これは英語のチャイルド・アサルト・プリベンション、ちょっと発音がどうなのかわかりませんが、チャイルド、子どもですね、それからアサルト、暴力、それからプリベンションということで暴力への予防といいますが、

この Child Assault Prevention のそれぞれの頭文字をとってCAPというふうにいわれておりますけれども、今言ったように子どもへの暴力防止プログラムということでもあります。

これはかつてといいますか、でも昨年度までであります。このCAPという事業が南魚沼市のほとんどの小中学校で実施していたところでもありますけれども、本年度はまだどこも実施していないようでもあります。この辺は、やめたのか、今後また今年度中事業が行われるのか、あるいはこれが教育委員会といいますか学校の事業であったのか、PTAとかそういったことの中で行われた事業なのかということは、ちょっと私も定かではありませんけれども、この辺、今年行われていない理由がありましたら伺います。

子どもへの暴力防止プログラムということでもありますけれども、今後やはりこの事業につきましては、継続的に実施することが望ましいと考えておりますので、市長の見解を伺います。以上、壇上よりの質問は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長 おはようございます。傍聴の皆様方大変ご苦労さまです。ありがとうございます。樋口議員の質問にお答え申し上げます。

1 下水道事業について問う

下水道事業、下水道施設の老朽化対策であります。今、議員おっしゃっていただいたように下水道施設の耐用年数であります。処理場本体そして管渠は50年、処理場の機械・電気及びマンホールの蓋、これは一応15年というふうに定義づけられておりますので順次処理場から申し上げます。

処理場については、多くの処理場でもう電気・機械設備が耐用年数を経過しておりまして更新が必要となります。更新費用と流域下水道編入のコスト比較によりまして、農業集落排水処理場については廃止、これは桁違いはちょっと除きますが、廃止をさせていただいて、流域編入の変更認可について今、県と協議中であります。ですので、農業集落排水の処理場については、いずれかの機会——そう遅くはないわけでありまして——に全部廃止をして流域下水道のほうに全部流入をさせていただくということでもあります。

それから大和クリーンセンターは、平成5年供用から既に20年経過しているところでありまして、現在、長寿命化計画を策定・協議中であります。平成26年度から随時電気・機械設備の更新事業を予定しております。

マンホールの蓋につきましては、交通量の増加等によりまして相当劣化が見られますし、これらについては順次改修をしておりますけれども、マンホールの蓋の劣化が、それが100パーセントの原因ではありませんが、不明水流入の原因の一つでもあるということは大体わかっております。そこで、長寿命化計画を策定し、補助事業採択を受けて改修する予定を今、立てております。まだ、これは事業着手時期がはっきり決まっておられません。

管渠についてでありますけれども、今、議員おっしゃっていただいたように管渠、公共下水道は昭和57年から始まりました。農業集落は昭和63年から事業着手をしておりまして、昭和57年から数えると30年を経過、耐用年数からするとあと20年あります。そういうことで時間はありますけれども、地震あるいは地盤沈下こういう影響も想定をされますの

で、マンホールの蓋と同様、長寿命化計画を策定して補助事業採択によりまして、改修・更新事業に着手する予定を立てております。

地震対策につきましては、管渠は平成13年から管の浮上防止、あるいは接合部の可とう管採用、こういうことで耐震化は進めております。現状で耐震化率は50.4パーセントとなっております。それから平成21年から5か年計画で避難所・防災拠点施設から流域幹線までの重要路線の耐震化は今現在進めているところであります。

不明水対策につきましては、この議会で議決をいただきました下水道特別会計の補正予算で不明水対策調査費として所要額を計上しております。この冬から管路に流量計を設置して、おおむね2年で流入原因を調査した上で、不明水流入防止対策に取り組ませていただきたいと思っております。

ディスポージャーにつきましては、直接投入型のディスポージャーを導入した場合のごみ処理施設の節減効果と、流域下水道での処理コストの経済比較を行ってまいりました。これも初日にちょっと申し上げておりますけれども、結果ではディスポージャー普及率が30パーセントと仮定した場合には、流域下水道での汚水処理コストが426万円上回るという試算であります。

処理コスト比較を含めて、いろいろな要素を総合的に判断した結果、一般家庭でのごみ処理手法の選択肢の一つとして位置づけさせていただいて、直接投入型ディスポージャーの導入を進めていきたいと思っております。今後、早急に県との協議を始め、認可基準あるいは使用料、こういう具体的事項について検討を進めてまいりたいと思っております。

ただ、直接型ディスポージャーの設置は認めるということにはいたしますが、導入についての補助事業創設、これらはコスト比較等も含めて、それをやったほうがコストが若干かかるということもありますので、補助をしたり、あるいは勸奨をしたり、進めたりということは特に行政としてはしない。個人で付けたい人は付けていただくという形にまずはとどめていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

CAPについては、教育長のほうで答弁をさせます。よろしくお願いいたします。

○教 育 長 2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

樋口議員の質問に答弁申し上げます。ご指摘のように平成12年から小学校でCAPについての導入が始まりまして、平成19年、20年には小中合わせて19校という学校で、CAPの事業が取り組まれておりました。児童生徒の問題行動、いじめ対応の効果も期待されるということで実施校が増え始めまして、その後文部科学省の補助金がつきましたので、平成19年には今申し上げたように、26校中18校で実施されるようになったのであります。補助金が打ち切られた後も続けられてまいりましたが、その後減少しております。平成22年には4校、23年度には3校、今年度は1校で予定しております。

CAPの実施校が減少した理由でありますけれども、これは各学校から聞き取ったものであります。一つには法律改正等、学校での暴力防止教育の実施が始まっているということ

がございます。平成12年、平成16年と児童虐待防止法が改正されまして、虐待が疑われる段階から児童相談所等への通告が義務付けられた。それから、子どもを暴力から守るから、疑わしくは通告とこういうふうになったわけでありまして。学校でも安全教育の中に位置づけられて、この段階ではCAPを参考に授業展開も行ってきたということでもあります。

2点目でありますけれども、人権侵害のチェック体制の整備が行われてきているということがあります。いじめ問題がクローズアップされまして、各学校ではいじめの根絶を含め人権意識、人権教育ということが、これまで以上に実施されるようになりました。また、その中で児童生徒にアンケート調査等を実施して、子どもの人権が侵害されていないかチェックするというふうな体制も整えてきたところでもあります。また、心の教室相談員、それからスクールカウンセラーの活用による悩み相談が定着してきているという状況もございます。

3つ目といたしましてはQ-Uテスト、学級での満足度を図る、こういうテストの導入も行われまして、子どもの心理状態について平素から把握できるようになりましたし、またこのテストを活用して把握するように努めているということがございます。

それから4点目でありますけれども、これは経費の上でのことでもあります。CAPのプログラムを実施するには、連続2コマの授業時間を必要としまして、学級での安全教育の上に更に重ねて毎回同様の内容を繰り返して実施するというふうなことが必要であります。それから、CAPスタッフの交通費の負担ですとか、参加人数当たりの徴収金の問題等々もありまして、予算的にもほかの教育活動を優先したいというふうな状況になってきているということでもあります。

先ほどもちょっと触れましたが、国からの補助が打ち切られた後は、市の独自の特色ある学校づくりの予算の中で、これだけではできませんのでPTAのほうから資金援助を仰いだり等々しながらやったわけでありまして、今ほど申し上げましたような状況の中で、それ以上にそれよりも優先したい課題があつて、そちらのほうに移ってきたということでもあります。

今後のCAPの活用についてであります。結論的に申し上げますと、各学校での取り組みはそろそろ限界にきているというふうな考えられます。一方、そうは言いつてもこれまで各学校で取り組んできて、教職員にそういう技法といいますか知識があつたから、今、安定しているということもいえるわけでもあります。これを全くなしにしてしまうわけにはいかないだろうというふうな考えますので、今後は教育委員会で教職員対象のCAPの研修会を計画していきたいとこのように考えております。

また、必要によってはPTAを対象にした事業展開というふうなことも考えたいとは思いますが、それぞれの学校でこれを実施するのはそろそろ限界だなど、こんなふうなところでございます。以上であります。

○樋口和人君 それぞれご答弁をいただきましたが、それでは一つずつもう少し質問をさせていただきます。

1 下水道事業について問う

まず、下水道の管渠の整備ということではありますが、そこそこ計画的に長寿命化というこ

とをしてもらっているようですけれども、私は処理場といいますか、やはり管渠ですね、お話にもありましたが地盤沈下ですとか大きな地震とかということで、そこら辺がやはり一番心配なのかなというふうに思っています。聞いてみますと六日町中学校の辺りで、管が外れているとか外れそうだったということも聞いております。そんなことでやはりこれも年次的にこの地域を調べるか、あるいは本管を調べる。今度は本管の取付けの部分で調べていくと、例えば不明水についても本管の六日町地区なら六日町地区のところを入れていく、あるいは塩沢のところだと、どこが一番不明水が多いのかなということもわかってくると思うのです。

そういったことで年次的な計画を立てて、やはりきちんと整備をしていく、あるいは調査をしていくということについても、これも雇用の創出にもなるわけですし、今言ったように例えば破断をしたとか何かという前に、調査をきちんとしていくということが欠かせないというふうに考えています。私どももそうですけれども、もう中高年に入りますと、体にいろいろがたがきて定期的な健康診断が必要なように、こういったインフラにつきましても本当に入念な手入れが欠かせないというふうに思っています。そこそこ、今言ったように長寿化ということではあるみたいですが、例えばこの地区はいつ頃だとか、この地区はということで年次的なそういった計画が今のところ考えられているか、そこら辺をもう1回お聞きをします。

○市長 1 下水道事業について問う

もちろん耐用年数といいますか、経過年数の古い順からこれは調べていかなければならないわけですし、実施するにしても大体そういうことになると思います。ただ、いろいろ要因があって新しく布設したところでも、例えば地盤沈下によって破断したとかそういうことが予想される部分については当然調べます。

毎回申し上げておりますけれども、私がちょっと不思議なのは、地盤沈下はもう六日町中学校のところでは約1メートル。ところが下水道管が橋梁に添架した部分のところを外れたという実績が、今まで1回もないのです。どういう沈み方をしているのか。これは非常に不思議ですけれども、まさか宙に浮いているということではないと思いますし、その辺がどうなのかなという気はいたしますが、今のところ地盤沈下によっていわゆる下水道管ですね、家屋とのつなぎ部分が外れたとかは前にもあったわけですが、下水道管そのものが地盤沈下によって破断したとか、あるいは勾配が大きく狂ったとか、そういうことはないのです。

ですので、不思議といえば不思議ですけれども、まあまあ気を許さずに、いわゆる年次ごとに、議員おっしゃったようにきちんと調査をしながら、改修すべきところは改修していくという形をとらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○樋口和人君 1 下水道事業について問う

本当に不思議なところだと思うのです。今までに全然、これだけ地盤沈下を起こしていて、例えば管の中だけを見るのもそうでしょうし、今おっしゃるように例えばもしかしたら宙に浮いているのかもしれないのです。そこら辺もやはり今後想定をした中で、ぜひ、調査ある

いは維持管理計画ということを策定していつ、それをまたきちんと皆さんに、何月何日ここはこうだとか、ああだからというような、順次こういう方向でいきますよというようなことをお知らせするそういったことで、これも私どもの例えばさっきも言いましたけれども、もし老朽化していて外れたとかなりますと、本当に市民の生活に大きな不便が生じたり、いろいろになってくると思いますので、そういったことでも安心というような面で1回きちんと計画を作って、それを公表するというようお願いしたいと思えます。

続いてディスポーザーの件ですけれども、ディスポーザーは直接投入型を設置していく方向で動いていくということですが、では、それに向けてどういった計画で動いていくのか。多分、今、県との交渉と申しますか、県との調整に入ると申す話でしたけれども、この辺も例えばどういうのだろう、今までどうもお聞きしていると、県と話をしてお伺いを立てていたというような状況のようすけれども、市としては導入をするのだと。導入をするという確固たる信念の上で、それについては県がどういう方向をしてくれるのかとか、そういった調整でないと駄目だと思うのです。どうしましょうとか、入れてどうでしょうということではないと思うのですが、その辺どういった働きかけと申しますか調整をしていくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○市 長 1 下水道事業について問う

ディスポーザーにつきましては、いわゆる導入をしたい、ついではどうだという、県の皆さんどうしたらいいですかなんていう交渉はしていません。とにかく導入をしたい、ついではどういう形が出ますかと。それで、さっき触れましたように維持管理と申しますかコスト面、そういうことも比較をしてきたわけでありまして、県としても間違いなくコスト増になるわけですね。そこで、それをいわゆる市が承知であれば県として断る理由はないということですが、今やはり問題点の一つとして浮上しておりますのは、南魚沼だけを認めたとかそういうことにはならないわけでありまして。流域下水で県が管理している部分については、ここをやれば全てのところでやらざるを得ないという部分が出る。その辺をどう調整するかということぐらいで、もうそのことによって管渠が摩擦で破損が、消耗が激しくなるかということとは全くクリアしておりますから、ですのもうやると、やる方向。

ただ、問題の一つはさっき言いましたように、ここだけ特殊だよということではできませんから、県としてそこをどう調整するのかという問題はまだまだもうちょっと残っております。そんな状況でありますので、そう遅くない時期に導入をしたい方はどうぞやってくださいということになろうかと思えます。これで30パーセント普及するか、30パーセント以上になるか。社会構成を考えますとやはり生ごみですので、重いごみを袋に入れて出す、そういう手間が導入すればば省けるわけですし、ごみの焼却のほうも、その部分だけ延命化が焼却炉のほうではできるわけですので、時代の流れとすれば30パーセントを超えるか否か。ただ、先進地ですと30パーセントがやっとだったということもありますので、その辺を考慮してで約30パーセント普及した場合には、大体こんな比較ですということを出したところでもあります。やる方向で検討していきます。

○樋口和人君 1 下水道事業について問う

積極的に進めていくという答弁ですが、多分、私もこの地域は結構屋敷の広い方がいて、自分の家でコンポストですか、ああいったことで生ごみを処理されている方もいらっしゃると思いますので、そんなに急激に設置する方々が増えるとは余り考えてはいたないのですけれども、それにしても、いろいろなごみ処理の選択肢が市民の方に増えるということでもありますので、ぜひそういうふうに進めていただくということだと思います。

多分これを導入するに当たって、やはり条例の制定等々も必要だと思いますし、付けた方のどのくらいが使っているかということも把握しなければいけないわけですので、届出ですか、あるいはディスポーザーを扱う業者さんの選定というのかそういった話、あるいはディスポーザーを付けていいですよという話になってからの——今言った、付けるにしてもいろいろな条的的なところも出てくると思いますが、そういった周知の期間も私はいるとは思っています。そういったことをいろいろ考えたときに、今言ったように条例の策定とかその辺のことは考えているのか。あるいはその辺どういった時系列といいますか、計画であるか、そこら辺をちょっと教えてもらえればと思います。

○市長 1 下水道事業について問う

先ほどちょっと触れましたように、これからその認可の基準、あるいは使用料、設置いわゆる使用料です。これはそれだけ余計な部分を流すわけですので、下水道の使用料のほかにやはりディスポーザーを付けたことによる負荷増の部分の使用料をいただかなければなりませんので、それらを幾らにすればいいのか。これが条例化をされるのか、規定、規則程度で済むのか、これはこれから検討を始めるということになりますので、早急に検討を進めて条例制定が必要であれば、また議会にお諮りするということです。条例はちょっと事業管理者のほうで、下水道部長のほうで答えますのでよろしくお願いいたします。

○企業部長 1 下水道事業について問う

条例改正は必要になります。今現在の下水道条例の中にディスポーザーというような内容のものが含まれておりませんので、市でディスポーザーを導入するということになれば、条例改正はいずれ必要になるということでもありますし、その中でディスポーザーの用語の問題とそれから使用料、そういったものも条例の中で規定する必要があるだろうというふうに思っています。

それで、条例の改正の時期であります、この議会が終わって26日に県のほうに行って、一応市のほうの方向性で導入をしたいという報告をします。その段階で県のほうがどういう反応を示すかというのはちょっとわかりませんが、市のほうでそういう方向になりましたので、できるだけ早くというようなことで26日に一応行ってまいります。その辺の話合いが済み次第といいますか、それと同時並行で条例だとかあるいは先ほど申しました使用料の問題だとか、あるいは認可基準だとか、そういったものを市の内部でもって検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○樋口和人君 1 下水道事業について問う

城内のほうで実証実験が始まってからもう10年近くたつわけですがけれども、やっと進み始めたかなというふうな思いであります。今お聞きしたところで、かなりここへ来て馬力をかけて進めていただいているということでもありますので、今後また、ぜひディスポージャーの導入ということで推進をお願いしたいと思います。

2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

続きましてCAPの件に移りたいと思います。今ほど教育長のほうから答弁がありましたけれども、私も実は先般、このCAPのワークショップに参加をしてみました。やはり先ほどの人権の意識ですとか、それから今の子どもたちにちょっと欠けている自己肯定感とか、そういったことを非常にわかりやすく、また子どもたちが理解しやすいようなプログラムだなというふうに感じてまいりました。

やはり、今いじめですとかそういったことがある中で、人権意識とか子どもたちの気持ちをきちんと見てあげる、あるいはこの度も幾つか出ていきましたが、いわゆる学力を上げる。これはいろいろなところで聞きますと、どのくらいクラスが安定して勉強に向かえるか、あるいは学習に向かえるかということだと思えます。その中で先ほどありましたがQ-Uというものを導入をして、その中で学級安定、居心地の良さとかを図っていくということです。図った上で、Q-Uの調べた結果が低かったら、それを導入していくということだと思っております。やはり私はこういったプログラムが継続的に、あるいは多くの方がどんどん経験していくことは非常に大切なのだなというふうに思いました。

先ほど経費の面とかいろいろなことでというふうなことでお話がありましたが、今後、教育委員会で教職員の方を対象にというようなことです。やはり子どもたちの人権の意識、今、学習の中で入ってきているというようなお話でしたけれども、それを専門的にきちんとした形の中でやっていくということが、今の教職員の方々がどこまでそれを習得しているのかというようなことがある。そういった意味では、こういったCAPに限らずいろいろなプログラムにそういったことを求めるのも、私は一つの方法だと思うのですが、その辺についてちょっと教育長の見解をお聞きします。

○教 育 長 2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

今のご指摘にありますように、人権意識を高めるというふうなことについては、いろいろな機会を捉えて取り組むことが大切だと、これは全くそのとおりで同感であります。ただ、先ほども申し上げましたように、1回実施するのに授業時間の2コマを連続して使う、そしてその準備もある、お金もかかるというふうなことの中で、なかなか取り組みが難しくなってしまったということもまた事実であります。そこで、先ほど申し上げましたように、ただやめてしまうのではなくて、教育委員会の事業として、細く長くとなるかもしれませんけれども、今後は実施していきたいとこのように思っております。

Q-Uテストの結果を見て、それに手を打つのはやはり学級担任でありますし、学校の管理職である校長、教頭も一緒になって対応していくわけでもありますので、確かにQ-Uのように全体の子どもたちに同時に働きかけるという効果については多少劣るところがあるかも

しれませんけれども、トータルで同様の成果を上げていきたいところであります。CAPにつきましては、教育委員会の事業として継続していきたいとこのように考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○樋口和人君 2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

今、教育委員会の事業として細く長くということだったわけですが、先ほども言いましたが、本当に学力あるいはそういったものは、クラスの安定が大切だということを出ていますし、そんなことの一つのツールとしてぜひ考えていただければと思います。昨日、教育長の話にありました、子どもたちというのは親が手をかけることで芽が出る、あるいは学校でもって枝が伸び葉っぱが茂り、それで社会との、地域との中で実を成らせるというようなことがありました。

このCAPにつきましても、多分教職員の方々だけではなくて、広く地域の方ですとかそういうことにも呼びかけをする。あるいは入っていただいた中で、やはり子どもたちについては、みんなできちんとした育て方をしていくということが大切だと思いますので、そういった意味合いから、ぜひ取り入れていくということですが、有用な活用をする。また、これに限らず子どもたちに関わる、あるいは人権ですとか本当に子どもたちが自分たちが生きている、大切だよというその気持ちをぜひ育ててあげるような、そういったまた関わり合い方を考えていただいて進めていただければと思います。

最後になりますけれども、私は一般質問についてはなるべく教育委員会の部門にということで、いろいろさせていただいたわけです。教育長がこの度ご勇退ということでありますけれども、今の子どもたちを取り巻く環境というのは非常に難しい多種多様な中にありますが、本当にご苦勞をいただいて、今までのご苦勞なされたことをまたぜひ次の方にもつないでいった中で、教育行政をまたきちっとしていくようお願いしたいと思います。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。お礼を言わせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 答弁はいいですか。（「先ほどの今後のことについてだけちょっと」の声あり）

○教 育 長 2 南魚沼市の全小中学校にCAPの導入を

いろいろな状況というものが、いつ発生するかわからないというふうな不安を常に抱えているところでありますので、ご指摘のように努力をしていきたいと思っております。また、今まで余り考えなかったことでしたが、リフカー研修というふうなことも実施いたしました。これはいわゆる性虐待から子どもを守ろうというふうな取り組みでありますけれども、このようなことにも教育委員会として取り組みを始めております。

議員からご指摘をいただきましたように、子どもたちの人権が守られ、そしてあるいは子どもたち自身もお互いの人権を守る。そしてそれにはやはり自分を含めて自己有用感というふうなことを育てていくことが肝要だと思っておりますので、これらを安定的に育てていくような取り組みを今後とも続けてまいりたい、このように思っております。どうぞよろし

くお願い申し上げます。

○議長 長 質問順位 16 番、議席番号 21 番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 一般質問を行います。

1 市長選公約について

井口市長、11月18日執行の市長選、有力3候補の争い、あの激戦を勝ち抜き3回目の市長当選を果たしました。まずもって敬意を表したいと思います。今後4年間、南魚沼市、この市政を託され市の先頭に立ちながら、この市を正に所信で述べられていますように「希望の持てる市」これを目指して奮闘されることを願うところであります。各候補がこの選挙戦を通じて様々な公約や約束をいたしました。それぞれの候補がミニ集会あるいは街頭演説等を通じて、市民に公約や考え方を訴えてきたわけであります。

しかし、直接街頭演説あるいはミニ集会等に出向き各候補の生の声を聞かれた方は、4万8,000有権者の中で関心を持たれた一部の方々ではなかったでしょうか。一昨日の質問の中にもありましたけれども、市長は200数十か所の相当数の集会や街頭演説を行ったそうであります。その中でいろいろなお話をしたでしょう。そして様々な要望も伺ったということをお話しておられました。しかし、圧倒的多数の市民は、何万部というおびただしい量のチラシやリーフレット、あるいはパンフレット等々の印刷物で各候補の政策を知ったということだと思えます。これは告示前に後援会が、あるいは各個人が発行したということだと思っています。

さて、そこでありますが、市長後援会発行のリーフレットに記載されている公約の中から、2つの点について具体的にお伺いをいたします。「ふるさとの将来」これは南魚沼と書きますが、「ふるさとの将来への公約です」この中の「希望あふれて伸びるまちに」「①若者が定着するまちに」のところで、「何でも言ひあう会」なるものを新設をしております。この中で企業誘致や起業を促進させる政策を展開し、働く場を確保するとしていますが、南魚沼市にとって若い皆さんが、希望や生きがいあるいは興味を持って働く場が少ない、こういう現状があります。

従って、若者に働く場が少ないとよくいわれているわけであります。職種を限定したりあるいはこだわったりしない限りは、そこそこ働く場があるわけでありまして、なかなかミスマッチでうまくいっていない、こういう現状があると思えます。

もちろんこのリーフレットの中で言っていますように、企業誘致や起業の促進は喫緊の課題であります。しかし、そうたやすく企業誘致ができる時代ではなくなってきました。一昨日の答弁の中でも誘致ばかりではなくて、地元企業の育成あるいは支援にも力を注ぐ、このような発言もありました。そこで、市長が提案をしている「何でも言ひあう会」なるものを、私は今回の選挙を通じて初めて耳にしたわけでありますが、一体どんな会であるのかお聞きをしたいと思えます。規模や人数、あるいは年齢層、設置時期、開催回数、そして何よりもこの会を市政の中でどんな位置づけにしていくのか。どういうふうな反映をさせていくのか、お伺いをするところであります。

次に「③誇りある農業を守り抜く」「適地適作。日本一の南魚沼産コシヒカリ、その作付け増に取り組みます」と、この項であります。正にそのとおりで市内の農家は誰もが願うものであります。衆議院総選挙が終わりました。自公両党で325議席の絶対多数といわれる圧勝という結果に終わりました。この結果によって、農政の方向も変わってくるのだらうと思います。と思いますが、新しい内閣の発足する前の今の段階での考えをお伺いいたすわけでありす。

誇りある農業を守り抜くとしていますが、私は今、危機的な時期にさしかかっていると思います。それはTPPの問題であります。自公の公約の中には、一応条件付きで反対という立場であります。しかし、私は非常に危なっかしいとこのように思っています。安倍総裁は日米同盟を更に強固にしていくということでありすし、そして今まで以上にアメリカの立場に配慮した政策が進められるのではないかとこのように思っています。しかるに私は危惧をしているとこのように思っています。

「農業者戸別所得補償制度を見直す」両党は選挙公約にこのように掲げてあります。自民党の政策の公約の中では政策の振替としています。違う政策に振り替えるということでありす。公明党は見直しながら存続のようでありす。法制化をしていくとこのように思っています。

そして、農林予算を政権交代前に戻す、ということは政権交代の前より農林予算を増やすとこのように思っています。しかし、農業土木あるいは農地の整備とこのように思っています。しかし、農業土木あるいは農地の整備とこのように思っています。しかし、農業土木あるいは農地の整備とこのように思っています。

そして、戸別所得補償制度を見直すのでありすけれども、今の段階では、農政がどのようになるかわかりません。わかりませんが、今続いているこの制度の中で全販売農家を対象に生産調整をすることを条件として、2010年度から戸別所得補償制度が始まりました。私はそれなりに農家所得の引上げの効果があつたというふうに思っています。

昨年、一昨年と米価が下落をいたしました。収量も減少したにも関わらず農家所得が増えました。結果的には市民税の増収の要因にもなつたわけでありす。市長は常々、市内の全ての田んぼに米を作りたい、このような発言をしてきました。今回の公約「作付け増に取り組みます」というのは、今まで私に議会ですべての田んぼに米を作りたい、このような発言をしてきました。今回の公約「作付け増に取り組みます」というのは、今まで私に議会ですべての田んぼに米を作りたい、このような発言をしてきました。今回の公約「作付け増に取り組みます」というのは、今まで私に議会ですべての田んぼに米を作りたい、このような発言をしてきました。

2 福祉政策について

次に福祉政策についてお伺いをいたします。今回の所信表明の中で、子育て支援、障がい者福祉並び高齢者福祉に関しては、今後は「選択と集中」によって更なる充実を図りたいと思つていますが、具体的には何をどのように進めていくのか伺うものでありす。市民誰もが

何らかの形で福祉のお世話になっているわけであり、今後ますます福祉に対する市民要望が増えてきます。少子高齢化が進んでくるわけであり、しかし、これに回される予算も限られてくるわけであり、お金も潤沢にあるわけではありません。今まで市長は特に子育て支援に力を注いできました。妊産婦の医療費や、あるいは定期健診の無料化、子宮頸がん・H i bワクチンの無料化、あるいは乳幼児の医療費の無料化など等々であります、まだまだ福祉の分野はたくさん課題があるわけであり、

私のこの言い方は適当ではないかもしれませんが、何もかも要望どおりに応じていけば、切りも際限もないわけであり、正に限られた財源の中で財政の健全化を図った中で、市民の福祉に対する要望もかなえていかなければならない、こういう時代にきているわけであり、少しは我慢をできるところは我慢をして、節電のキャンペーンではありませんが、無理のない範囲で我慢をしていただいて、本当に必要な方々に正に集中と選択によって一層の福祉の充実につなげていかなければならない、そういう時代になってきたというふうに思っています。最初に申し上げましたように、具体的な方策をお伺いするわけであり、よろしく願いをいたします。

○市長 牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 市長選公約について

「何でも言いう会」これは別に形式ばったものでも何でもありません。皆さん方が唱えた100人委員会とは似て非なるものであります。そう肩肘張ったことではございませんので、やはりまちづくりを考えると若い皆さん方が、自ら、自分たちがこれから訪れてくる時代、この市、まちの将来像をイメージしてその実現に向かって何をするか、自分たちでも何をできるか。そして、どういう施策が行政として必要なのか、こういうことを話し合うということであり、その場を設けていきたい。

ですので、今、規模、年齢、人数、特に規定をしているわけではございません。今までも皆さん方、若い皆さん方も含めて私が市長室にいるときは、いつでもおいでいただきたい、提案もいただきたいということはずっと申し上げてまいりました。そのために市長室の入り口は全てオープン化をしてまいりましたし、なかなかやはり敷居が高いということでもないでしょうが、ただふらっと訪れてものを言うということではやはり用事が足るわけでもありません。そういうことではやはり駄目なのだということがようやくわかったということでありまして、特にこの人を、この人をというつもりは今ございません。

ただ、今、市内で、若手といわれる皆さん方が活躍、活動しているのは、ぱっとあげれば雪国青年会議所、商工会青年部、JAの青年部、消防団。これは特に男性に限ったことではないわけでありまして、そして今度は一歩の会というのも立ち上がったそうであり、そういう皆さん方も結構です、そういう組織に全く属していないけれどもいろいろやはり考え方を持っていらっしゃる方、そういう皆さん方を募ってやらせていただきたい。平成25年度中には一度はまずやってみなければなりません。そして平成26年以降の施策に反映できるものは反映させていきたいというふうに考えております。

ですから、報償、報酬を払おうとかそういうつもりもありません。実質的にやはり呼びかけに応じて、あるいは自分たちで自主的に集まる。そこから始まりませんと、まず委員を限定して、そして報酬を払って、市長給与30パーセント減額して報酬を払って、そういうことは考えません。そうでないとなかなか自主的な部分というのが出てまいりませんので、呼びかけは一生懸命させていただきます。

今、戦国EXPOとかそういうことをやっていただいている皆さん方も、特に報酬が出ているわけでもありませんけれども、こういう形の中で活動していただいておりますし、青年会議所なども特に我々が報酬を支払うわけでもありませんが、自分たちの中で子ども議会をやってみようとか、そういうことで活動していただいているわけです。そういう皆さん方も含めて幅広い層に呼びかけをさせていただいて、まずは会議をやらせていただきます。当然、そこですぐ何かまとまるわけではありませんので、その中でまた焦点を絞っていかねばならないと思っております。

特に雇用問題、議員おっしゃったようにアンケートの中でもやはり毎回雇用、雇用対策とこれがトップであります。ただ、これも議員おっしゃっていますが、うちのハローワーク南魚沼管内は、7月以降、今年もずっと有効求人倍率は1以上であります。県内で私たちのところだけです。10月になったらもう1.57ですから仕事はあるということではありますが、議員おっしゃっていただいたように、なかなか自分に合う職あるいは自分が望む職、これが少ないということだろうというふうに私も認識しております。しからば、若い皆さん方がどういう職種を求めるのか。それもやはりある程度提言をいただいた中で、メディカルタウン構想の中にも含めてそういう職種の誘致、あるいは市民の皆さんから興していただく起業、こういうことも考えていかねばならないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

農業問題であります。黒滝議員にお答え申し上げたことに尽きるわけでありまして。今までは県間調整、その前は地域間調整ですね、そしてようやく県間調整を導入していただいて、これが3年か4年目です。そういうことで何とか乗り切ってはいませんが、それに頼りながらやってまいりました。あとは多用途米の作付とかそういうことです。

しかし、ここに来まして、もうそれを実施しないと仮定しますと大体35パーセントの減反率になってきているわけですので、これはもうおおむね限界であります。福島県あるいは宮城県等から提供いただいた部分も、もう宮城県はほとんど期待できる数値は出てまいりません。福島県がもう少しはあるかもわかりません。これとて将来的にずっとそういうことではないわけでありまして、では市の基幹産業たる農業、特に米づくりをどうするか。

今、農家の皆さん方が戸別所得補償の制度の中に加わって、求めに応じてある程度減反をしているということでもありますけれども、農家の皆さんが自分たちで覚悟を持って、それはいいと、作るだけ作って全部売り切ると、そういう覚悟があるのであれば、それはもう全くそのとおりでありますから、それを市として止めようとかそういうことは全くございません。ただ、市の行政的な立場として、それをどんどん推奨していった嫌な人にも全部減反に

参加しないでくれなんてことは、私はやるつもりはありません。

今、議員がおっしゃったように政権交代がありましたので、またどういう農業政策が出てくるのかわかりませんが、これはわかりませんのでこちらへ置いておきまして、今まで現在の制度の中では、戸別所得補償というのは私は特に悪い制度だとは思っていません。ただ、1反歩以上とか2反歩以上程度のところにまでこれを全部波及させるというのは、やはり農業という立場から考えるとこれはちょっとやはりおかしい。ある程度農業これで生計を立てている方、こういう皆さん方にある意味集中させるべきだという考えです。

ですので、それはそれとして、黒滝議員のところでも申し上げましたように、まず販路を今までと違った角度から考えてきて、ようやくそういう端緒がちょっと開けたわけです。JALの国際線の機内食、これは昨日確認しましたら1年間で約87トンだそうです。3万トンとか2万トンとかに比べれば、これは微々たる数字でありますけれども、これもやはり一つ大きな、そういうことを広げていけるチャンスの目だと思っておりますし、先般申し上げましたプリンスホテルでは年間10トン、160俵、これをきちんと使っていただく。それから、贈答用品の市場こういうことも視野に入れながら、とにかく売れば、売り切れれば、売れば作れるわけありますから、そのことはきちんとやっていきたい。

今、魚沼産コシということで一括りにされております。南魚沼産はほとんど完売しているわけですが、他の地域の魚沼産コシヒカリがやはり売れ残りがあり、一括りにされた中でその率が上がりませんので、結局減反率も増えてくるというそういう循環であります。その辺をどう、魚沼産の中にまた南魚沼産という部分を設けられるか否か、これらも検討しなければならぬと思っております。

それからこれも黒滝議員に申し上げました、ようやく現職の国会議員の中で適地適産、適地適作、このことをきちんとやっていきたいということを訴える、そういう候補がこの5区から当選したわけあります。これはやはり非常に大きな味方だと思っております。正に日本の農業を本当に守るということであれば、これはTPPとかそういうことは別にして、適地適産・適作です。これをやらなければ、日本全国全部米を作って、あるいはそういう形であってはやはりこれはまずいわけあります。そこから根本的に本来変えていかないと、自国の農業は私は守れないと思っております。

そういうことをきちんとやれば、例えばTPPで農産物の部分が出た場合にきちんと国としてそれを保護できる道筋が立つわけですから、そういうことを訴えてまいりたいと思っております。これはちょっと時間がかかるとは思いますが、要は今の制度という部分で考えた中ではとにかく売る、そして値段を下げずに売ると、このことに全精力を注いでまいりたい。当然、県間調整等も今現在の中ではそれが適用される部分は適用させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ申し上げておりますように人・農地プランの中での農地の集積化、これはやはり農業の足腰を強くするわけですから、それに該当しない方で農地を提供したいという方についても、市で単独でここに協力金等を拠出させていただいて農地の集積化を進め

てまいりたいと、そんなことを今考えながらやっているところであります。

2 福祉政策について

それから今度は福祉政策。福祉政策の中ばかりではなくて「選択と集中」ということを申し上げてまいりました。少子高齢化の時代がもう到来しているわけではありますが、やはり行政は、私どものところばかりではないわけですが、割合とまだ旧態依然の今までの福祉であれば福祉の政策の枠の域を出ない、そういうことでずっと推移してきたように思っています。私もそれはちょっと反省しなければならないところであります。

福祉政策ばかりではなくて、今何が本当に必要で、この部分はさっき議員がおっしゃったように少しはやはり我慢していただくことも必要だと、そういう部門も確かこれからきちんとやっていけば相当出てくるわけであります。そういうことを申し上げたわけでありまして、どの分野に限ってどうだということをお願いしているところではありません。

特にこの福祉分野は昔から言われておりますように、ゆりかごから墓場まで、本当に幅広い。この分野をどう再構築するかですね。しかも今、社会保障的な部分も含めて、この部分というのは拡大、肥大をする一方でありまして、財源的にも非常に大きなウエイトを占めるわけであります。これを全部切り落とそうとかという意味ではなくて、充実させるべきところは充実させていかなければならないわけです。これも昨日、おとといの質問の中で申し上げておりますように、平成25年度中にスクラップアンドビルドということで再構築をさせていただいて、また議会の皆さんにもお諮り申し上げ、26年度予算の中からその部分を反映させていただければと思っているところであります。以上であります。

○牛木芳雄君 再質問をさせていただきます。

1 市長選公約について

最初の「何でも言いあう会」のほうですが、平成25年度中に1回開催をして、そしてできるものから平成26年度中に反映をさせていきたいと。大勢の方々が、若い方々が集まっていたら、それこそ何でも言いあいながら気楽に話し合っただけであれば、本当にありがたいなというふうに思っています。ただ、市長室の敷居が高いのもそうでしょうが、私はやはり、そういう会も大勢集まっただけであればありがたいのですが、なかなか集まらなくなるとあの団体、この団体というふうに指名すると、また行政主導の会になってしまう恐れがありますから、その辺は十分な配慮が必要かなというふうに思っています。

2 福祉政策について

福祉の問題、農業はこの次言いますから、福祉の問題ですが、これは岡村議員にお答えを詳しくしていただきましたので、私もそういうものかなというふうに思いました。まだ具体的には何も決まっていないが、一応みんな洗いざらい出してみ、その中から集中をして選択をしながら進めていくと、正にそうであろうというふうに思っています。

1 市長選公約について

農業問題について少し再質問をしてみたいと思います。昨日の黒滝議員の質問に尽きるというふうに市長は答弁をされました。私、この1年ぐらいの間に、市長の考え方や答弁が変

わってきたなというふうに思っています。それは3月議会の9番議員の魚沼産コシ生産農政をどうあるべきかという質問に対して、こういうふうに答えているのです。やはり休んでもらう、作らないところに補助金を出す政策はもうやめなくてはならないというふうに答えています。そして、9月議会のもうやめられた議員であります、農業振興の振興費の抜本的な見直し、この中でも作らないから補助金を出す、やめるから補助金を出すという方向ではなく、というふうにはっきりおっしゃっている。

そして、昨日のその質問の中で、南魚沼産3万トンぐらいの米はどこでも売れるというふうな発言をしました。全て作っても3万トンぐらいではないかというふうな発言でした。ということは、今までの私が紹介した議員の発言よりも、また2歩も3歩も踏み込んだ答弁だというふうに私は感じました。みんな作っても売れる、売ってみせるというその自信の表れは、みんな作っていいわけではないかというふうに私は受けとめて、2歩も3歩も進んだというふうに判断をしたわけであります。

そして、ご承知のように今は減反も政策の中でありますが、ならして34～35パーセントでしょうか。ですが、減反政策は続いています。しかし、ペナルティといわれるものは全くないわけですね、ありませんよね。そうすると、やはり農家としては作る自由、売る自由というふうに前々から言われていましたけれども、やっぱり作りたい。市長が言うように全ての田んぼに米を作りたいということであります。

そこで、私案として、私はちょっと市内の農地の面積やら生産高等を計算して、議長の許可を得て多分市長の手元にも渡っていると思うのですが、資料を出さしてもらいました。今、南魚沼市の10アールの収量は8.6俵、518キロです。そして平均すると34～35パーセント、塩沢地域が一番高いわけですが、平均すると34パーセントぐらいになるでしょうか。水田面積が5,871ヘクタールあります。そして、主食用といわれる一般的に食べられる米が4,570ヘクタールに作付をされています。加工米や新規需要米が116ヘクタールです。ということは、14パーセント程度は地域間調整で作付をしています。あとの20パーセント程度は米を作付をしていない田んぼがあると、こういう計算になるわけであります。

先ほど申し上げましたように行政報告にもありますが、農家に戸別所得補償制度で11月29日に市内の農家にお金が入りました。報告にあるとおり5億6,800万円です。5億6,800万円のお金が、農家の口座に入りました。大変ありがたいこと。ただ、来年3月に払うとしている価格変動分は、余り見込めない。今までは価格変動分が相当あったわけですから、合わせると相当な金額でありました。それが今年は、とはいいいながらも5億6,800万円も入ったわけであります。

今、市内にある5,871ヘクタールですね、しかし、この水田の全てが復田できるとは私は思いませんが、10パーセントぐらいは復田が不可能だというふうに思っています。そうすると、5,284ヘクタールで主食用米が作られるわけになります。これを農家の手取り、2万2,000円としましょう。2万5,000円で売る方もありましょうし、3万円で売る方もありましょうが、農協の販売する値段として2万2,000円としても、14億円が余計

に南魚沼市の農家の懐に入るといことになるわけです。

そして、市長おっしゃるとおり2万7,300トン余りでしょうか、3万トンぐらいの米が全国800万トンの中では売っていけると、こういう答弁でした。とすると、これは全くの私案でありますし、こんなものが実現するかしないかわかりませんが、全ての田んぼに米を作って販売していくならば、私はもう少し多くのお金がこの市内の農家に落ちるのだろうというふうに思っています。

そこで、先ほどの市長の答弁であります、農家の覚悟があれば農家自身の判断でそれは作るも、作らないもやってくださいとこういうことでして、行政としては勧めることはないというこういう答弁でありました。私はさっき2歩も3歩も踏み込んだ市長の答弁というのは、もう減反は限界に近いのだからということを度々市長は申していますから、もう減反政策には組しないで、南魚沼市独自で米の生産販売をやっていこうやと。こういうふうな斬新的な考えの下の公約であるのかなというふうなことを期待しながら、7番議員の答弁を伺いながら今日の答弁を期待しておったわけではありますが、いかがでございましょうか。

○市長 1 市長選公約について

ご答弁申し上げますが、1点目の若い皆さん方からそれぞれご意見を伺う会、正に例えば会場も含めて、それが市役所とかそういうところではなかなか駄目だろうと。それから呼びかけた際にどの程度集まるか、これは本当に未知数でありますので、500人も1,000人も集まってもらう必要はないわけです。ですから、最初はやはり1回、2回ぐらいは、結局ある程度ターゲットを絞って集まってください。そしてまたその皆さん方から、いろいろテーマごとになれば、自分の仲間を連れてきてください、というような方向で進んでいかなければならないと思っております。花火は上げたけれども不発であったということにならないように、いろいろ考慮しながら役所的な発想は捨てて、ちょっと斬新なものにしていきたいと思っております。

2 福祉政策について

選択と集中はそのとおりであります。

1 市長選公約について

今の農業問題であります、人・農地プランが——私は議員もおっしゃったように今の政策の中で申し上げておりますので、これがどう変わるかということはありません。人・農地プランというのが今年の4月に急遽出てまいりまして、今の制度の中では非常にいい制度だということで、私どもも取り組みをさせていただいてその成果は徐々に上がってきているわけであります。

これは全部いわゆる今の戸別所得補償制度から全てが抜けますよという、これは全部パーです。全部該当しません。それから土地基盤整備、土地改良も含めたこれも、やはり今の制度の中では戸別所得補償制度に加わっていない部分については、土地改良区からそれぞれまだ基盤整備、客土こういう部分はありますけれども全部外れます。ですから、ペナルティという言い方はないにしても、ペナルティというのはこれは罰則ですからね。これは罰

則でなくて該当しませんと、事業該当しませんということもありますので、農家の皆さん方がその覚悟も持ってやるのであれば、今はウエルカムだということでもあります。

結果として、議員がここに試算していただいたようになるのです。私も以前、減反をしないで全部作ったときに、約2割の作付増ができるわけですから、米の価格を例えば下げても、それは1割5分下げれば5分ぶんは農家の手取りが増えるわけですから、そのくらいの覚悟でもってやったのだからいいだろうというぐらいのことは申し上げてきましたが、この議員の試算はこのとおりであります。

ですので、これからもう一度どういう農業政策が出るかわかりません。TPPの問題も絡んでくるわけでありまして。それらを見極めた中で、これから市として減反政策から一切離れようという方向性を出すのか否かは、もう少し待っていただきたいと思っておりますけれども、そこまでの覚悟を持ちながらこの地域でとにかくお米を作ってそれを売る。基幹産業である農業がそういうことできちんと運営をしていける、発展をしていけるという、この道だけは開かなければならないと思っておりますので、そういう覚悟で臨んでいるということをご理解いただきたいと思っております。

○牛木芳雄君 1 市長選公約について

その覚悟の件ですが、平成24年は多分初めて減反の達成率が未達になったと思うのです。ほんの僅かですが未達になりました。多分、今後もこういう方向が続いていくのかなというふうに思っていますし、意欲のある大規模といわれる皆さんも、多分そういう自分で販売する能力のある方はそういうふうにながら、参加をしなくていこうという方向になるのかなというふうに思っています。

それで、先ほどの答弁の中で魚沼米の価格を下げないで売っていくというのは、なかなか難しい方法だなというふうに思っているのです。ご承知のように学校給食用米は1万5,500円で千何百俵でしょうか、1,350俵を市内の学校に供給をしています。これは減反にカウントされるわけですが、農家が1万5,000円で供給をしている。ただ、今までは2万5,000円の時代もありましたし、3万円あるいは3万円を超える時代もありました。今2万1~2千円が農家の手取りです。それに耐えてやる。どこまで市内の農家が価格の下落に耐え切れるかというのが、私は問題だと思うのです。

先ほど市長がずっと宣伝していますが、JALだとかプリンスホテルだとかというところの米は、大体、一体幾らで農協から仕入れているのかなというところもわかりません。そして、桑原議員が昨日の発言のように、学食——市長も答えていましたが、学食に提供するならばやはりその価格というのはネックになってくると思うのです。それで、例えば学校給食用米のように1万5,000円でも1万8,000円でも農家が耐えられるのであれば、それは私はある程度は下げてもやむを得ないのではないかなというふうには思っています。そのどこまでが損益分岐点といいたいでしょうか、耐えられるのか。

全く値を下げないでずっと2万7,000トンぐらいの米を売り切るというのは、大変な方向だと。こういう売る方向に、私は農業予算を使っていくべきだと。正に市長が言うように、

作らないために使うのではなくて、物を売るために3千数百万円というお金を使ったり、職員の手間をそういうところに充てていく、そういう方向性の転換もあり得るのではないかと、いうふうに思っていますが、いかがでしょうか。

〇市 長 1 市長選公約について

今の価格を、できれば2万2,000円前後と想定しまして、下げずに3万トン弱ですけれども、これは人数にしますと50万人弱ですね、47~48万人です。この皆さんからこの2万2,000円の米を食べていただければ全部売り切れる。その50万人という数字をぼつとあげると非常に多い。ですが、日本全国を見れば、こういうことは1億2,000万のうちの何パーセントかよくぼつとは出ませんけれども、ほんの微々たるものだと。

そういうやはり気持ちを持って売り込みにかかれないと、40万人、50万人に売らなければ駄目なのだと思っていると何の行動もできないわけです。私は昨日もちょっと申し上げましたように、例えば全国簡易水道協議会は全国の800近い市町村長のほとんどがこれに加盟して、やはり北海道であれ九州であれ、その米は食べたい、食べたことがない、送ってやれば本当においしいと。こういうところも市場として非常に残っているわけです。

先般、長野県の山ノ内町から職員が観光キャンペーンに参りまして、お土産もいただきましたので、私もお酒を土産に町長さんに渡してくださいと。そうしたらお礼状が来まして、実は私も魚沼産コシをずっと食卓で食べていますと、こういう皆さんもいらっしゃいます。これが南魚沼産か否かはちょっとわからないのですけれども、そういうことです。

ですから、そういう活路はまだあるということが一つと、値段を下げずに、できれば下げないほうがいいわけですから、そういう部分。高級米ということですので、そういう層を狙うということが一つであります。そして、米を作るため、売るためにお金を出せというのは、正にそのとおりだと思うのです。

ただ、やはり農家もある程度のコスト削減的なことには取り組んでいただかなければならないわけですね。1町歩や2町歩では、なかなかコスト削減というのはそうできませんから、やはりある程度農地を集積させる。そのことには、全農家の皆さん方からある程度協力をしていただきたいのです。自分で食べる飯米用のお米を1反歩や2反歩作るなんて、それはそれでいいです。そういうのは別に補償とか補助とかの対象から外してもらっていいんですから、自分で食べる米を作っているだけです。

ですから、そういう形にちょっと農業、農政を変えていかないと、いつまでたっても米を売るつもりもないところにもどんどんと補助金が出ている。それではやはりおかしいわけですから、保護ばかりされていると、そこが農業に対する世論の風当たりの強さであります。これではやはりならないわけですから、農家の皆さん方もお米を作っている皆さん方も、やはり覚悟はどこかで決めてもらわなければならないということです。

そういうことをきちんと訴えながら、それで皆さんが全部やろうということであれば、もう先頭に立ってやらせていただこうと思っておりますから、農業の大改革がこの政権の中で実施されるか否かは見ものでありますけれども、それとは別に市は市として独自の取り組み

はきちんとやっていかなければならない。とにかく作って売る、この方向を強くまたJAさんとも連携しながらやってまいりたいと思っております。

例えば、給食の部分ですけれども、これは市と農協でお金を補填しているわけですね、そうでしょう。そのままではないのです。ある程度補填をして、価格分を100パーセントではないですけれども、ある程度補填しているわけです。（「農家の手取りは1万5,500円です」の声あり）

例えば、昨日桑原議員がおっしゃった学食とかで採用されると、値段の交渉の中でこのくらい下げなければならぬ。それはある程度大量に入るわけですから、JAと市でそのためにどれだけのコスト部分を負担すればいいのか。そういうところにどんどんとお金を使う、そういうつもりです。ただ、個々の皆さんがお米を売るために市から金を出せというのは、これはなかなかそういう部分は無理であります。ですので、JAさんともやはり方向性を、これから認識を一つにしなければならぬ。そういう部分もまだ残っておりますので、それらを目指してとにかく努力をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前10時56分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

○議 長 質問順位17番、議席番号18番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。それでは、17ページ通告をしてありますので質問をいたします。その前に、それぞれお話がありましたけれども、市長は3期目ということで本当にご苦労さまです。6万人の大きなかじ取りをするわけですけれども、しっかりと期待をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。そしてまた衆議院の選挙も、本当に今度はこの地元に根を下ろした候補が、使いべりのしない、しっかりとした方がやってくれると思いますので、これもやはり我が市にとっては良かったことだとういうふうに思います。

1 基幹病院・市立病院の医師の確保について

それでは通告に従いまして一般質問を行います。2点について通告をいたしました。まず第1点目はいよいよ基幹病院・市立病院の開院に向けて、医師の確保あるいは医師を支える医療スタッフは大丈夫か、そういったことで心配しておりますのでお伺いをいたします。我々の魚沼地域には、今まで救命救急センターというものがなくて高度救命救急医療の空白地として取り残されてきたわけですが、2006年に県がようやく救命救急センターを備えた基幹病院を魚沼地域に設置をすると、そういう具体的な方針が出されたわけです。長い間そういった何と申しますか空白地域だったことに対しては、大変我々は喜ぶべきことでした。

しかしながら、その条件として県立病院の運営から手を引く、こういうことが言われました。地域医療は本来、県と市が責任を持って一体となって担うべきものだと思いますけれども、県の意向は非常に強かった。そういったことで、市長はいち早く県立病院の運営は市で

引き継ぐことを表明いたしました。当時、私は一般質問で、県が赤字で手を引くものを市でやっても財政負担が大きくなるから、そういったことを心配して慎重にというようなことをこの議会で言った記憶があります。この基幹病院の対象地域には、4つの病院がある。松代病院、十日町、小出それから六日町と4つあるわけですけれども、この4つの病院の当時2005年の決算を見ると、松代病院だけは3,000万円の黒字が出ておりました。ただ、小出病院6,000万円、それから十日町病院が5,000万円、この南魚沼市の県立六日町病院は何と3億4,000万円もの単年度の赤字決算を出しておりました。県としては県立病院の縮小にどうしても乗り出さざるを得ない状況だったわけですので、それまでの累積が372億6,000万円ほど、県立15か所の病院の累積がそれほどありました。

ここの十日町、六日町、小出の運営から手を引けば、15か所の病院から12か所になる。そういったことで、厳しい知事の姿勢に対して市長としては、まずは市民の不安解消を図る、そして何よりも市民の命を守る、安全・安心の基本である医療体制は、維持しなければならない。そういうことで、県立病院の運営を即、引継ぎを表明した、こういうことだと思いません。今にして思えば、市民のための地域医療を守るには、致し方のない苦渋の選択だったんだと、当時はああいう言い方をしましたけれども、やはり致し方なかったと思います。

そうは言っても、今後も病院の機能だとか、あるいは運営面での財政問題、これは非常にやはり気掛かりです。そういったことで非常に気掛かりな点はあるんですが、それよりも何よりもまずはやはり病院というのは医者がいなければどうにもならない。幾ら立派な施設を作っても、開院するといったって医者がそろわなければどうにもならない、今度は医者の確保をどうするか。知事は、基幹病院に設置する臨床研修医の研修機関の運営を新潟大学に依頼して、指導医となる教授や准教授の確保を図る意向、そういったことですけれども、今現在のこの医師不足の中で、果たして本当にこれがうまく確保できるのかどうか。

県立から今度は市立に運営が代わる六日町病院も、県の職員、病院だとかそういった県職の医師、看護師を含んだ職員の意向調査か何かをこの前見たことがあります、ここの魚沼地方に将来来たい、そういう希望は皆無だ。ほとんどが新潟とかあるいは新発田、向こうのほうへ集中をしております。そういった意識調査等を見ても、果たしてどれだけの確保ができるのか、それが一番心配です。運営面やそれこそ機能面のこともいろいろ心配されます。もう平成27年6月の開院に向けて建設も始まっている。そういったことは心配ですけれども、今は財政面やそういった面はさておいて、まずは病院稼働に欠かせない医師の確保がどういう見通しで行われるのか、そういったことをお聞かせいただきたい。これで1点目を終わります。

2 整備されたインフラの老朽化の実態について

次に2点目です。災害は忘れたころにやってくると、一昔前まではそういったことで言われておりましたけれども、最近は天災、人災、次から次へとやってくる。本当に何でもありで想定外のことも起こります。原発事故以来、想定外は当たり前で、何でもありの世相になってしまいました。

9人もの犠牲者を出した中央自動車道笹子トンネルの突然の崩落事故も前代未聞である。国土交通省によると同じ方式のトンネルは、国道有料道路37か所、49本もあると発表しました。新潟県にも関越トンネルを初め、5か所、6本のそういうトンネルがあるということでした。高速道路は総延長が、全国で今8,700キロメートル。橋それからトンネル、高架も含んでのことでしょうけれども、4分の1にそういったものがあると、国交省がどういう基準で言っているのか知りませんが、あるそうです。トンネルの中は車の排ガスやあるいは地下水、あるいは地震やトラックなど大きな車が通れば相当な振動もある。そういったことでボルトが腐食したり、緩んだり、そういったことがどこにでも考えられる。

笹子トンネルも開通以来35年たったそうですけれども、初めての事故ではありますが、同じ方式のトンネルのみならず、高度経済成長期にどんどん建設された道路だとか橋だとかトンネルの全てがみんな老朽化が進んでおります。維持管理にも相当やはり毎年予算は投入されておりますけれども、今後40年間で——この通告書にも書いてありますが、国の試算では570兆円もかかる、こういうふうに言われております。日常生活の中で今や我々は、どうしても一般道路でも何でも通らなければならない。鉄道なんかも明治5年に新橋横浜間が通って140年たちましたけれども、現在の鉄道の8割がもう老朽化し70年以上たっている、こういう状況になっております。

こんなことを一々言っていれば、どこにも出られなくて家の中にこもっているというようなことになってしまいますけれども、この辺でちょっと後ろを振り返って、じっくりとそういったことを点検する必要があるのではないかと。高度経済成長期には、生活を豊かにすることがまず第一義だった。そういったことで、何よりも生活を支える基盤を先行して作ることに集中してきました。しかし、もう本当に振り返って見なければいけない。我々の身近でライフワークを支える水道だとか、先ほども話があった下水道もそうです。あるいはガスだとか電気だとか、とにかくそういったものの配管だとか送電施設の老朽化のことをやはり細かくチェックをしなければならない時期ではないでしょうか。

世の中に絶対ということはありませんが、せめて我が南魚沼市民の生活の安心・安全を守る身近なインフラの整備の実態を調査されているのかどうか、実態が把握されているのかどうか、そういったことを雑駁で結構ですが教えていただきたい。以上、壇上からの説明を終わります。

○市 長 阿部議員の質問にお答え申し上げます。

1 基幹病院・市立病院の医師の確保について

基幹病院・市立病院の医師あるいは看護師確保についてであります。最初に魚沼基幹病院でありますけれども、この病院では医師を70人から90人。そして看護師は、医師1人に対して大体平均しますと5人強ですので350人から500人くらい。平均しますと380人から400人くらいということが言われておりますけれども、医師、看護師ではそういう状況であります。このほかに医療スタッフ等がまた相当入るわけありますので、全体的には900人前後の規模になるんだろうと思っております。医師、看護師については大体それ

らの数字で試算をしております。この医師確保につきまして開院に必要最小限の医師数は、ほぼめどが立ったというふうに県からは説明を受けております。

ただ、救命救急センターの機動的なフル稼働、あるいはがん放射線治療という高度医療の展開、医師の過酷な勤務の軽減このためには、まず心臓血管外科あるいは放射線科の専門医を初めとした医師確保が、更に必要であるというふうに考えておりますし、県もそういうことであります。今後は首都圏を初めとして、地域的な枠を広げた中で医師確保を進めて行くというふうに知事も言っております。看護師等確保につきましては、今まで看護師養成機関との協議あるいは協力関係構築、そしてこういうことや主に関東地域の看護師への待遇面からのニーズ調査を実施したところであります。

現在、魚沼基幹病院を運営いたします新潟県地域医療推進機構において、ニーズ調査の結果、あるいは様々な医療機関の待遇これらを踏まえて、給与体系を初めとして待遇面の検討をしているところであります。来年、待遇面が決まった段階で、県立病院職員への意向調査の実施、あるいは首都圏等へのリクルート活動これらも本格的に実施していくというところであります。

なお、北里保健衛生専門学院の看護学科、4年生の学科でありますけれども、こことも当然であります協力関係を結んで、看護師さんの供給をお願いしたいということをお願いしているところであります。

また、県のほうでは、基幹病院の整備の進捗に合わせまして、医師や看護師への就学資金制度の拡充、そして医師のキャリア形成を支援するという目的で、今現在、大和庁舎への臨床研究センター機能の先行設置、これはいずれは基幹病院のすぐわきにこのセンターを設置するわけであります。それから県立小出病院内に地域医療研究研修センター機能、これも先行設置であります、これを今現在やっているところであります。こういうことがきちんとなされていきますと、将来的には県内のモデル地域になるのだろうというふうに考えているところであります。

次に、市立病院の医師、看護師の確保でありますけれども、現在の六日町病院及びゆきぐに大和病院の外来患者は平均で1日当たり約1,100人というふうになっております。例えてここから数値を出しますと、外来患者の65パーセントを2つの市立病院で診療を行うというふうに仮定をさせていただきますと、内科系の医師を中心に常勤医師6名程度を、新たにやはり確保する必要があるというふうに算出をしております。今申し上げましたように、当初、新六日町病院130床、新ゆきぐに大和病院30床の2病院を運営するために、常勤医師の確保は、今申し上げた数値がどうしても必要になってくるということでもあります。

病院事業は今、全適ということで法の全部適用をさせていただいて、運営全般については病院事業管理者に委任しておりますので、平成27年の新六日町病院の開院までには、この2病院の運営に必要な医師、看護師これらは、病院事業管理者が中心になって確保に動くということでもあります。当然、管理者でありますから、責任を持ってこのことに当たっていただくということはもちろんのことです。しかし、任せっきりということではございま

せんので、我々もできる限りのことはしていかなければならない。現在も病院事業管理者として病院事務部長を初めとして医師確保に奔走しているところであります。

ただ、100パーセントめどが立ったとかそういうことはまだ申し上げられませんが、以前にも申しあげましたようにどうしても確保ができない場合には、基幹病院のほうから派遣を受けるということで、近々県との協定をきちんと結ばせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

2 整備されたインフラの老朽化の実態について

インフラ整備の老朽化の実態であります。まず、トンネル部門であります。今議員おっしゃっていただきましたように笹子トンネルの事故を受けまして、市道では市内に2か所のトンネルを有しております。1か所は大崎地内の、市道大崎穴地線にあります大崎トンネルこれは「大崎雪覆」雪を覆うのか、雪で覆うのかわかりませんが、正式名はそういうことだそうであります。これが延長で52メートル、幅員5メートル、高さも5メートル、この前後が現場打ちのボックスカルバート構造、中央部は既設の隧道にモルタル吹き付けという構造になっておりまして、この大崎トンネルは昭和30年から40年代に国道291号線で県が建設したものであります。点検は目視により実施いたしましたところ、老朽化によりましてボックスカルバートの一部に鉄筋の露出が見られましたけれども、直ちにコンクリートの剥落、剥げて落ちるといようなことはない、危険な状態ではないというふうに判断をしております。

また、もう1か所は石打地内の、市道ハツカ石7号線のトンネルであります。これは平成2年施工でありまして22年経過しておりますが、延長が130メートル、幅員8.3メートル、高さ6メートルの現場打ちのボックスカルバート構造であります。点検は、これは目視により実施いたしましたところ、躯体の構造には異常は見られません。また、天井に設置されております照明器具についても目視でありますけれども確認して、これも異常は見られないというのが現状であります。今後も当然ですが定期的に点検を実施して安全を確認してまいりたいと思っております。

橋梁につきましては、現在市道に569基の橋梁、これは14.5メートル以上が108基、14.5メートル未満が461基と小さい橋梁が主であります。平成20年から24年にかけて全ての橋梁を点検してまいりました。点検結果は橋梁の健全度については、平成23年度までに実施いたしました488橋について市のホームページでも公表してありますが、数年以内に補修が必要というのが4基、それからおおむね10年以内に補修が必要とされるものが82橋、健全若しくは軽微な損傷これが388橋、そして詳細な点検が必要だというのが14橋、合わせて488橋ということでありますけれども、今までこれだけの点検をしてまいりました。この健全度は計画的な維持管理を行うための対策を最優先しておりますので、数年以内に落橋の恐れがあるというものではございません。

やっぱり議員がおっしゃったように、この市内の橋梁も高度成長期から1980年代に多く建設されておりまして、現在50年以上経過した橋梁が2パーセント、これが20年後に

は53パーセントとなるわけでありまして、橋梁の高齢化といいますか老朽化が急速に進行するわけでありまして。今後、この橋梁の老朽化によりまして、橋梁補修の維持管理あるいは更新費用が増加するということが当然予想されます。そのために、従来の橋梁が傷んでから修繕を行う事後保全から、損傷が軽微なうちに修繕を行います予防保全に転換をさせていただいて、コストの縮減、それから道路ネットワークの安全・安心の確保を目的といたしました橋梁長寿命化修繕計画を平成24年度に策定をさせていただいて、平成25年度から計画的に修繕工事を実施していこうと思っております。

トンネル、橋梁以外の構造物等の維持管理につきましては、建設課で旧町単位で3班のパトロール体制を作りまして、毎日現場に出るときにパトロールにより点検しております。軽微な修繕箇所は直営で修繕したり、あるいは危険な状況の場合は通行止め等の措置をとっております。それから異常気象、豪雨とかそういうことがあった後には、必ずパトロールを実施して、特に過去に災害等のあった箇所とその周辺を中心に施設の確認をしているところであります。

市道は全体で964キロメートル、トンネル、橋梁、照明施設、安全施設等様々な施設がありますので、今後も全ての施設の延命化に向けて適切な管理を実施したいと思っております。

下水道は先ほど申し上げましたので水道について申し上げますが、水道施設につきましては、全ての資産について台帳が整備済みでありまして、実態は把握済みであります。管路は法定耐用年数が一応40年というふうに規定されております。総延長655キロメートル中、法定年数超の管路延長は10.5キロメートル、布設後20年経過超延長は302.6キロメートルというふうになっております。

この管路につきましては、他事業関連での同時施工あるいは老朽管・石綿管更新などで順次今布設替を行っているところであります。それから今後ですけれども、法定耐用年数を超える管路を全てなくす前提で更新をしますと、毎年度総延長の2.5パーセント程度の更新が必要になります。現状の管路更新率は1.3パーセント程度にとどまっておりますので、約倍のスピードでやっていかなければならないということですが、老朽管更新に水道会計の中では現状以上の投資が非常に厳しいことから、当分の間、投資は現状維持の中でやっていきたいと思っております。

畔地の浄水場につきましては、この場内施設・設備の大規模な更新事業は今年度でおおむね完了します。これからは改訂の水道ビジョンを策定するわけでありまして、それに基づきまして、施設の縮小——畔地浄水場のですね、施設の縮小を念頭に更新計画を見直していきたいと思っております。

配水池これは法定耐用年数が60年ですが、現在この法定年数を超える施設はありませんけれども、昭和30年代の築造施設もありまして、老朽化もさることながら容量不足の施設もございますので順次更新をしてみたいと思っております。

水道独自の耐震基準というのもございまして、平成8年以前の施設は基準を満たしており

ませんので、これも順次耐震工事が必要になってくるということでもあります。更新計画につきましては、先ほど申し上げました今現在見直しを進めております水道ビジョンの中で、平成37年度までの事業計画を策定中ですので、詳細は後ほど発表させていただきますが、これを毎年度シーリング枠内で順次更新をしてまいりたいというふうに考えております。

議員おっしゃったようにこれからは作ることもさることながら、作った施設の維持に相当な費用がかかります。自民党の国土強靱化という政策の中でも、下水道、水道等も含めてこの更新といいますか、そういうことのための費用に相当部分を充てるというふうに書かれております。それらにも期待をしながら我々も市民の皆さん方から、市のそういうインフラ施設を安心してそして安全で、というふうに早く構築していかなければならないと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○阿部俊夫君 1 基幹病院・市立病院の医師の確保について

それぞれ詳細な説明を聞いていただいぶ安心をしましたが、最初の1点目、医師の確保ということですが、県がこの方針を出した翌年だったか、社会厚生委員会だったと思いますが、千葉県の鴨川市亀田病院というところへ行ったときに、その病院の院長先生が、医師不足、病院の財政収支の問題などは国の政策、国策によるところが大きい、といったことを言われました。一々思い当たる節がやっぱり国策にある。国の医療費抑制政策そういったことによって医療の地域間格差というのが広がって、それがやはり医師不足だとかあるいはこういう施設や何かの維持管理が不可能になるというようなことが、大いに起こってきたわけです。

実際に当時、全国で地域の市だとか町だとかの中核病院といわれる、その地域医療の中心的担い手だった中核救急病院、二次救急の病院が174か所もやめざるを得ないといったことがあったわけです。そういったことは本当に国策の中で影響を受けたのかなということを感じました。

そういったことで、やはり地域や我々市が幾ら努力したって、皆さんが努力をしてもなかなか追いつかないほど国策というのは影響するわけです。どうしようもない面もありますけれども、そういった中で人脈だとかそういったものが大事ですから、病院関係の管理者もそうですし、事務長もそうですし、また市長もそういったことに大いに経験と、とにかく人脈を生かしてお願ひをしたい。

病院の医師の確保ということで、昔、六日町時代に——市長も当時議員でした——富所四郎さんがここの議場で、私はそっちの前のほうの席で聞いた、大谷さんがそっちで聞いていたときに、「大谷君、君は城内病院の医師が確保できなかつたら、自分の町長の首をかけるか」こういうことをこの本会議場で言ったことを強烈に今も覚えています。それぐらいあの小さい城内病院の医師の確保も難しいし、今も変わらない。こういうことですので、ぜひ行政が医療に手を突っ込むということは大変なことですが、また変わらない努力をお願ひしたいこう思います。

2 整備されたインフラの老朽化の実態について

それから、2点目のほうですけれども、本当に細かい調査をそれぞれ各担当課が細かくやっていたでいて安心をしました。これも何かいろいろな災害があれば耐用年数とかそういうものは関係なくなるんですね。八海橋、城巻橋も架け替えをしていただきましたけれども、八海橋のほうが城巻橋よりも古い。だけれども、あの大水害で桁が下がったり、坂戸橋だってそうですよね。やっぱり災害があるところといったことがひっくり返ることもある。

それは地震何かがあれば、みんな作ったばかりでも壊れるわけです。また、六日町小学校もあれは半永久的だ、60年はもつという話で、作った当時はものすごくいろいろな視察も来ていたわけです。それが30年たたなかつたですよね、25～6、7年ぐらいでしょうか。視察をしたら、中から見るとヒビが入って外の光が見える。これは設計が悪いのか、施工が悪いのか、そのところは定かではありませんけれども、60年もつと言ったのが半分にも満たない。

そういったことは往々にしてあるわけですので、この庁舎も、あるいは学校なんかもそういったことで耐震強化をやっていただいて大変良かったと思います。ここも昭和51年の建設ですか、耐震はしたとはいえ、果たして地盤沈下などどうなのか。そういったことを調査はしていただいておりますけれども、不安を感じますが、各課でいろいろ詳細にそういった視察等もやっていただいております。これだけスタッフがいるわけですから、目を離さないでやはり細かくこれからもそれぞれの施設をやっていただきたいところと思います。以上、決意のほどを市長からお伺いをいたします。

○市長 1 基幹病院・市立病院の医師の確保について

再質問にお答え申し上げますが、議員おっしゃったように医師の何と申しますか偏在も含めて医師数が非常に足りないということは、やはりこれは一時の国策からであります。一時は医師数も制限をしたわけですから、それがやはりこういう形になって表れてきた。そして、公立病院がばたばたと経営難に陥っているこのことは、医師不足が確か一番の原因ではありましようが、どこも共通する部分は、県がそれにいち早く気付いてこういうことをやるわけですけれども、やはり給与体系であります。

一般的に公務員でありますので、年齢を経るにしたがって徐々に給与は一般的には上がっていくわけです。ところが、言い方は失礼ですけれども、例えば看護師さんという職になりますと、年齢が上がって給与は増えますけれども、ある意味過酷な勤務というのはほとんどできなくなるんですね。体力的な面もあつたり、あるいは家庭的な面もある。そうなりますと結局、給与額がどんどん膨らんで、なかなかそれが収益に結びつかずに赤字になっていく。これはもう宮永先生もそこを非常に心配しておられて、このいわゆる全適の中でそういう給与体系の見直しというのはできるか否か、こういうこともずっと研究をしてみました。全適の中でできるのか・・・できるんでしょうが、独法、独立行政法人化ですね、そういうことも視野の中に入れながら——やるということではありませんよ、どうすればそういう体系を、しかも勤めていただく方に不満を持たせずにやっていけるか。

そうなりますと、結局、若い皆さんからある程度働き盛りの皆さん方に手厚い給与を払っ

て、仕事はちょっと過酷な面もありますけれども三交替とかそういうこともやっていただく。ある程度年齢が上がってきた方は、そういう部分は除く、除くけれども給与体系は若干抑えるといいますかそういう体系を考えながら、今いろいろ研究をしているところであります。これらはどこの公立病院も抱えている大きな経営上の問題点ではあると思っております。

そういうことがどう払拭できるかまだちょっとわかりませんが、とにかくお医者さんと看護師さんがいなければ、地域医療は——地域ばかりではなくて病院経営は、全く行き詰まるわけでありますので、どういう形態をとろうか、とにかく医師と看護師の確保、このことだけには相当力を注いでいかなければならないと思っております。

今、看護師さんが議員もちょっとおっしゃったように、六日町病院いわゆる県立病院全部だったと思うんですけれども、魚沼基幹病院ができた際にそこに勤務をしたいか否かというようなアンケートはとりました。8割か9割がそこに行きたくないということでありましたが、それは全くまだ給与面とか待遇面とかそういうことを出す前でした。でも、考えれば県の病院が今は15ですか、この中で1割程度は魚沼基幹病院に行ってもいいという考え方を持っている人がいるという、逆に考えればですね、そういう結果も出ております。これから待遇面等の詳細も出して、さっき触れましたようにまた新たにそういうアンケートもとりながら、医師確保、看護師確保に努めてまいらなければならないと思っております。

市立病院も同じでありまして、私どもの大和病院、あるいは城内診療所に勤務をされているお医者さん、そして看護師さんを含め医療スタッフの皆さん方には、基幹病院ができた暁に基幹病院に勤めてみたいか否か、これらはやっぱりアンケートをとってみななければならないと思っております。職員の身分を持ったまま基幹病院というところでキャリアアップを図りたいという方もいらっしゃるでしょうし、辞めて基幹病院の職員になりたいという方もいるかも知れません。市立病院に残りたいという方が確か相当数だと思いますけれども、今六日町病院、県立に勤務しております看護師さんの中では、立場が変わっても地元に残りたいと、そういう皆さん方も割合といらっしゃるようであります。その辺にもちょっと希望を見いだしながら、医師、看護師の確保に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

2 整備されたインフラの老朽化の実態について

後段のインフラの点検でありますけれども、議員おっしゃっていただいたように、災害があれば去年作ったものでも駄目になるということがあります。これはまあ別といたしまして、職員が日々怠りなくきちんと点検をして、そういうことによつての事故ということだけは、絶対に起きないように進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時5分といたします。

(午前11時53分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時05分)

○議 長 質問順位18番、議席番号17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 昼食が終わりまして、ちょっとまぶたが重くなるかなという時間帯に入ってきますが、なるべくしっかりと質問をして、皆さんの目を覚ませるような質問にしたいと思っております。

質問に入る前に遠山教育長におかれましては、長い間教育長として市の教育行政にご尽力されましたことについて、改めてそのご苦勞をねぎらうとともに感謝を申し上げます。また、個人的にもいろいろな意味でお世話になりました。ありがとうございました。あと、もうこの議場には出席されておられません、小原元久副市長並びに廣井正一監査委員、この方々にも本当に長い間、南魚沼市、旧六日町から、旧大和町から南魚沼市と多大な貢獻をされました。私も大変勉強させていただきました。ご苦勞さまでした。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回2項目でございます。いずれも私自身2回目の一般質問項目になります。思うところは、やはり南魚沼市の原点、南魚沼市をこれからしっかりと発展させていくための一つの原点として、また原論として捉えている項目でございます。

1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

まず、市の公共機関における日常的な国旗掲揚についてという項目で質問をさせていただきます。これは昨年9月に続き2回目の質問でございます。皆さんご承知のように日章旗は、1854年3月に当時の徳川幕府が日米和親条約に調印し世界に国を開きました。この時から、この旗は日本国の象徴として世界に知られるところとなっていくわけです。国旗とはその国を表象する旗としてどこの国においても大切に扱われており、国家にとってはなくてはならない、国家を構成する基本的なものの一つであると、そのように認識をしております。国家機関や地方機関への日常的な国旗の掲揚については、多くの国々において行われております。日本においては、都道府県庁、警察などの行政機関、あるいは新潟県におきましては新潟県庁前、すぐその新潟県南魚沼地域振興局玄関前にも国旗と新潟県旗が並んで掲揚されております。

市町村においても我々は、政務調査あるいは委員会の管外調査等で県外の多くの市町村に行くわけですが、ほとんどの市町村がその屋上若しくは玄関前に国旗とその市町村の旗が並んで掲揚されております。そうした市町村の庁舎の前にはためく旗、これを見るたびに私はその国旗並びに市町村の旗に敬意を表してきました。そしていつも思うことは、なぜ南魚沼市は日常的な国旗の掲揚ができないのであろうかということでもあります。市の機関全てに日常的な国旗の掲揚を望むものですが、それが無理としても少なくとも本庁玄関、大和・塩沢市民センターには掲揚すべきと考えます。

さて、国旗について教育ではどのように取り扱っているのか。これを見ますと学習指導要領に記述があります。こう書かれております。「国際社会において国旗と国歌が重んじられていることに気付かせるとともに、わが国の国旗と国歌——国歌これは国の歌ですね、君が代のことです——わが国の国旗と国歌の意義を理解させ、それを尊重する態度を育てることが

大切である。また、諸外国の国旗と国歌について、これも同様に尊重する態度を育て、国際社会に生きる日本人としての自覚や資質を育成することが大切である」というように書かれています。

国際理解教育を実践し、諸外国の学生を受け入れる国際大学を有する南魚沼市、当然誇りを持って国旗や市の旗は掲揚されるべきではないか、そのようにも思います。違うでしょうか。更に言えば、明日の地域社会、そして日本国を背負う子どもたちに、そのような教育をしながら私たち大人が異なる考えを持つとしたら、その認識というものをどう捉え、どう説明したらよいのでしょうか。

次に独立国家としての国旗の取り扱い、それと歴史認識について一つ簡単に自分の考えを述べさせていただきます。日本は先の大戦で敗戦し、焦土の中から大きな体制変革をせずに、世界有数の平和国家、国力に満ちた国になりました。これは歴史の幸運のめぐり合わせかもしれません。しかし、今日この日本を作り上げたのは、戦後、営々と働いてきた我々日本人の先輩、そして我々の汗と知恵の結晶であります。その結果であります。私たちはこの戦後の平和国家として世界から尊敬される今の日本を作り上げるこの間も、今の日章旗が1999年、国旗国歌法によって国旗として制定されるまで慣習として日の丸を国の旗として行事のたびごとに掲揚してきました。

さて、歴史認識と日の丸の関係についてでございますけれども、そうした中で長い日本という国の歴史をみると、それは国民一人一人、歴史家——歴史を研究する人ですね——歴史家一人一人が有する歴史感と営々と続く国家の表彰、シンボルとしての国旗の歴史とは全く違う、同列では考えられない全く異なるものであるという、そういう認識が必要であろうとそうように考えます。憲法が保障する基本的人権、表現の自由、これと世界の一般常識としての考え方は全く違う次元の話であります。国旗はいかなる政治体制、いかなる憲法を有する国においても、国の旗としてきちんと一国一つあるわけでありまして、これは国を構成する要素であります。これに対する敬意を持つというのは、国民として当然のことであろうとそういうふうに考えております。

また、このことは現行憲法が保障するもの、基本的人権これは日本国家の存在が前提としてあるということは言うまでもないことでもあります。余り繰り返し長く言ってもしょうがないのですが、全く違うものだという認識を持っております。

そうした国旗への認識というものは、今日の国際社会を生きていく上で当然であり、歴史認識の問題があるから公共機関への国旗掲揚ができないとするという考えは、誤りであるというように考えております。

以上のような考えから、やはり日本国を構成する一地方機関として当然のことではあります。国旗を少なくとも市本庁舎、大和市民センター、塩沢市民センターには日常的に掲揚すべきであると考えますが、お考えをお伺いいたします。

2 自治基本条例の制定について

2番目は自治基本条例の制定についてでございます。これも以前質問した事項であります。

2回目となります。前回この問題については、ごく一般的な質問内容になってしまいました。そうした反省の上で自分自身考えながら、やはり市民が主体であり、そして首長、議会更に行政、こうした市を構成するもののきちんとした役割、これらを決めておくことは必要ではないかなとそういう思いがずっとありまして、再度南魚沼市の土台づくりの総仕上げに臨まれる井口市政3期目のスタートに当たって質問をさせていただきたいと思います。

去る16日に行われた衆議院選挙において自民党は大勝し、政権に復帰します。このことについて市長は一昨日から「国土強靱化計画」この言葉を使い、非常に期待を持っておられるとそういう状況であろうとっております。この国土強靱化計画のもとになったのは、安倍晋三氏のブレーンである京都大学教授、藤井 聡先生の「列島強靱化論」であろうと思います。私もこの先生の本は何冊か読ませていただいて、非常に賛成する部分の多い内容でございます。

さて、こうした今までのようなある意味新自由主義市場原理主義から経済成長これを重んじる政策にかじを切ろうとしているわけですが、また同時にそういう中で道州制、地方分権を進めることも自民党の政策であります。そうした中では各自治体が自律する町、自律するまちづくり——これは自分で立つという意味というよりも、自分を自ら律していくという意味合いのほうで使わせていただきますが——自律するまちづくりこれが各自治体に求められてくることになる、そのように考えております。

横並びの施策からでき上がってくるどこも同じまちづくり、これからは独自の考えによる個性あるまちづくりが今後更に求められてくるであろうと、そのように思います。そうした観点から井口市長が希求する、求める地域完結型社会の構築には正に時機を得た政策であろうと、この自民党の政策は時機を得たものでであろうとそう思い強く支持しているところでもございます。

また、議会初日に表明された市長の3期目にあたっての所信を読むと、このように書かれております。市政においては市民が主役であり、市民と市民との情報の共有に向け、意見交換の場を着実に増やしていきたいとこう表明され、地域コミュニティーに関する記述では、地区住民主体のまちづくりを推進していくとこのように述べられております。こうした基本姿勢を考えると、少子高齢、人口減少、ある意味まちが縮小していくそういう中であって、市民参画、市民とともに進めるまちづくり、これが地域完結型社会の大きな課題であり、言うならば行政、首長、議会、そして市民が共に構築するまちである強靱な自治体の形成であろうと、これを目指すものでであろうとそのように考えます。

であるなら、目指すべき自治体の姿と市民、行政、首長そしてお互いの使命と責任、役割こうしたものをきちんと考え、確認し合う条例というものは必要ではないでしょうか。そのように私は自治基本条例について認識をしているところでございます。一般的に言われる自治基本条例これとは全く異なるもので良いと思います。南魚沼市が目指す自治体の姿を表現する条例、これを今策定すべきであると考えますがいかがでしょうか。考えをお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○市長 腰越議員にご答弁を申し上げますが、なかなか高邁な一般質問理論でありまして敬服をいたしているところでありまして、思うところは全く違っているところではございません。

1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

国旗の問題でありますけれども、以前にも申し上げましたが、合併前からの習慣によりまして、祝日に本庁舎、塩沢庁舎の玄関先に国旗は掲揚しておりますが、他の施設では掲揚をしていないという、現在ずっとこの形をとってきているわけであります。国旗の定義は、もう議員おっしゃったとおりでありまして、いずれの国においてもそれは同じものだろうと思っております。国を象徴するもの、こういうことでありまして、他国の国旗についても当然尊重する心を持たなければならない。

議員おっしゃったように、国旗・国歌に関する法律が制定されたときに、国旗・国歌を定めるということだけにとどまって、その掲揚・斉唱これらについて何ら義務を課していない。国旗に対する尊重、愛着、これはなぜそうなったかと言いますと、当時のもろもろの言葉や解釈の中から、その国旗に対する尊重や愛着は強制されるものではなく、国民一人一人の中で考えられていくことが望ましいということで、当時の小淵恵三首相が法制化に当たりまして、国旗の掲揚等に関して義務付けなどを行うということは考えていないという、これは国会答弁であります。そして2006年に教育基本法が改定された際の国会審議の中でも、当時の官房長官は、日の丸の掲揚あるいは君が代の斉唱に反対するのは思想信条の自由でありますと、こういうふうには日本の中ではこういう形ですと今まできております。

ただ、私たち特にこの年代、昭和のいわゆる団塊世代に近い皆さん方は特にそうですけれども、祝日というのはいわゆる旗日といい、もう旗日、旗日で通してまいりまして、当然ですけれども各家庭あるいは商店街でも、祝日には国旗が掲揚された。今はもう余り、日めくりのカレンダーにはまだ残っておりますか、カレンダーの祝日のところには国旗のイラストが大体付いていたというのが通例でありましたけれども、なかなか今現在はそういうことも少なくなっているというふうに感じております。

そういう状況でありまして、私個人としては、国旗掲揚については今議員おっしゃったように何ら違和感もなく当然行うべきものと考えております。しかし、私が懸念いたしますのは、これがあるいは法律等で制定をされれば、市長が代わろうが議会が代わろうが、ずっとそういう形で残っていくわけでありまして、その時々、首長あるいは議会の考え方の中で、掲揚したりあるいはしなかったりと、こういうことが今の日本の状況の中では懸念といたしますか大きく予想される部分もあるわけでありまして。

そういうことになればかえって国旗には大変に失礼だと、礼を欠くということに私は考えておりまして、今現在、私個人の思いの中で議員に同調をして全てのこの市の公共機関のところに日常的に国旗を掲揚するというのは、まだまだ私がそこに考えが至らないというのが現状でございます。

国旗掲揚の慣例といたしまして、国旗の場合は通常、日の出あるいは始業時、それから日

没、終業時まで。雨天の場合は通常屋外に掲揚しない。雨天でない場合は屋外掲揚というのが通例であります。また、掲揚の際は起立をして姿勢を正し、目礼又は脱帽して国旗に敬意を表するのが国際的な慣例であります。本当に厳かな、そして大切なものでありますので、日常的に掲揚している中で、そのいわゆる掲揚された国旗に対して何と申しますか屈辱、侮辱的な部分を発する方があったり、そういう行為をする方があったりすると、これもまた国旗に対しては失礼であります。

公式行事等の中でよく国旗を掲揚しておりまして、そこに起立、国旗に対して敬礼という、消防等は特にありますけれども、そういう際にもその中にもし、そういうことに反対でそれに従わないと申しますか、そういうことには賛成できないという方がいるとすると、やはりそれは本来、国旗に対して私は大変失礼なことだと思っております。国旗という部分に対して本当に尊敬の念を持ち、あるいは崇高の念を持ちながら接するということになると、ある程度、全員の皆さんがこの国旗に対して同じ思いを持っていただくということが、これはもう私は必須の条件と。さもなければ賛成・反対はあっても法律で制定されるべきというふうに私は考えております。当面、当分の間、あるいは二度、三度とまた同じことを繰り返しても、議員に対して失礼でありますので、私の在任期間中はそういうことではなくて今までどおり——ただ、今まで祝日は塩沢と六日町庁舎でございました。大和庁舎に祝日に国旗を掲揚するということについては、ちょっと考えてみたいと思っております。それから消防署ですね。今、消防署と大和庁舎については祝日も掲揚していない。このことはちょっとやっぱり考えて、同じ施設の中でしたりしなかったりと、これはやっぱりうまくないと思っておりますので、このことについてはちょっと調整をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

2 自治基本条例の制定について

自治基本条例の制定であります。その前に国土列島強靱化論でしたか、あれは私は詳しくは読みませんが、簡単に言えば日本列島改造論をちょっとそこらを付け焼き刃的に直したり、やっぱりこのもとは田中角栄でありますから、ひとつまたご理解いただきたいと思っております。そういうこともあって今日は何かあれだそうですね、8か月半ぶりに株価1万円を突破という明るいニュースも出ておりますが、財政的な規律がどう保たれるかという部分もまた心配されているようであります。

それは別にいたしまして、私は条例というものの考え方のまず基本にありますのは、条例というのはご承知のように地方自治体の法律であります。法律は前文的な部分では、憲法も含めて理念的なことは謳っておりますけれども、あとは第何条に入りますと、いわゆる規定するわけですね。こうしなければならない、あるいはこれに違反した場合はこうだ、あーだど。

自治基本条例は、私が今まで拝見したところによりますと、ほぼ理念的なそれを羅列してやっているわけでありまして、私はこれは条例としてはまずなじまない。条例ではなくて何と申しますか憲章、市民憲章とかそういうことでやっぱり定めていくべきであろうと。そう

いう中で市はこの市民憲章を作らせていただきまして、そして総合計画の基本構想の中では、まちづくりの推進に当たりまして、市民・企業・行政これが共有する基本理念あるいは将来像を明らかにしているところであります。

ですので、これをわざわざ地方自治体の法律として捉えるべき条例で定める必要があるのかという疑念は、まだ心に残っておりまして、なかなか議員のおっしゃるようなところまで気持ちが進んでいないのが実態でございます。

今、他市町村のことをどうこう言うことではございませんけれども、やはりそういう考え方もいろいろ議会の皆さんの中にもあるようでありまして、各自治体の中でもこの条例を制定したいということで、執行部側から提出しても否決されているという例が多々あるようであります。神奈川県横須賀市、あるいは東京都町田市、千葉県佐倉市、我孫子市、それから松坂、青森、藤沢これらは検討後、作業中止をしたというようなこういうことでもありますので、本来その条例ではなくて、さっき言いましたように憲章あるいは構想そういうことの中で謳うべきものだというふうに私は考えております。今この自治基本条例が必要というところにはまだ考えが至らないというのが、私の現時点での考えでありますので、ぜひともご理解を賜りたいと思っておりますがよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○腰越 晃君 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

国旗掲揚については、市長ご本人の考えとしてはやはり国旗に対して敬意をもって掲揚すべき考えもあるというように私は今伺いました。法律で決まらなければ駄目だという条件付であったように思います。しかし、1回目の質問でも述べましたけれども、新潟県内においては市町村で掲げている例はほとんどない、見たことがないような気もしております。しかし、一つ県境を抜ければ、掲揚していない自治体のほうが少ないというのが実情であります。法律で決められて掲げなさいと、掲げなければこういう罰則が伴いますよと、私はそこまでのものではないと思っております。

申し上げましたように、国旗というものは国歌もそうですが、国を構成する本当に原始的な基本的な要素であります。だからこそ、やはり対立している国家同士であっても、あるいは統治の形態が違ふ国家であっても、お互いに尊重しましょうということになるのであろうと思います。そういうふうに考えれば、やはりいろいろな意味でいろいろな認識といいますか、歴史認識といってもいいでしょうし、国家に対する認識といってもいいでしょう。そうしたものは基本的人権でどのように考えてもよろしいと、そういう国であります。そういうこと自体が、やはりその法律これは憲法ですから、憲法よりもやはり国際関係の中においては、お互い独立国同士のそうした基本的な構成要素については敬意を払おうと。そういうものを優先するのではないかと、私はそのように考えております。

ですから、法律で決められていないからやっぱり掲揚はできないと、それは市長の人間としての優しさとかそういうものは感じますけれども、やはりそういうところはきちんと優先順位といいますか、基本法よりも国旗、そうした区別はすべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○市長 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

今ほど申し上げましたように、個人的見解を表明させていただければ、そのとおりであります。そして先ほど申し上げました今までの習慣的な部分では、こういうことでありました。そして法律部分で申し上げたのは、私は罰則規定を設けろとかではなくて、やっぱり義務規定、義務ですよ。国民としての義務、こういうことをやっぱり法律で定める。ここが大事だと本当は思っているのです。それに違反したから罰則だよなどということは別に結構だとは思いますが、お縄を付けてまでそれに従わせるというのはやっぱりうまくないと思います。

そういう形で国全体がそういう考え方になるという方向へ持って行けるように、私も表現やそういうことの中では日々努めてまいりたいと思っておりますし、反省すべきは自分の家でも祝日に時たま国旗を掲げなかったり、そういうことも忘れていたという部分があるわけですので、まずはそこから改めて自身を律しながらということでもあります。

ただ、さっき触れましたように、首長が代わったときに、また首長の考え方でそういう方針が変わるとかという、これはやはり本来避けなければならないことでもあります。そういう恐れが非常にあります。議場で国旗・市旗をここに掲げるというときにも、やっぱり議員の中でも賛否両論、多数は賛成でこうなったわけではありますが、そういうことがありますので、ある意味ちょっと国旗に対しては、市の庁舎とかそういう部分で日常的に掲げておいて、それに失礼に当たる行為があるというのはやっぱり非常にまずいと、こういう思いからでありますのでご理解を賜りたいと思っております。

○腰越 晃君 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

市長の考えは理解できました。1回目の質問で学習指導要領についてこうであり、国旗についてはかくかくしかじかのような指導がなされているというふうに述べさせていただきました。当市における指導内容というのは、やはり学習指導要領に沿った内容で、国旗・国歌に対する知識・理解というものを、子どもたちに教えているのでしょうか。そうした場合には、やはり国際大学、さっきも言いましたけれども、国際理解教育そうしたものを進めている自治体として学校にも公共機関にも全く日の丸がないと、あるいは市の旗がないということについて、どのようにお考えになっているのか、市長並びに教育長のお考えもお聞きしたいと思います。

○市長 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

教育内容については教育長にこの後答弁をさせますが、議員がおっしゃったように、例えば外国の方から見て日常的にいわれる公の機関に国旗が掲揚されていないという姿をどう見るか。これについて私がまだ、例えば国際大学の教授の方とかそういう皆さんに伺ったことがございませんので、今度はちょっと伺ってみたいと思っております。

ただ、さっき言いましたように、いわゆる祝日等には掲揚しているということですから、その辺をどう外国の方が理解していらっしゃるのか、これはぜひとも伺ってみて、また日本国民以外の方はどう思っているのかというのを、推測といたしますかそういうことをまた斟酌

しながらということも一つの大きな手段というか、考え方を持つうちの一つの大きな要素でありますので、ぜひとも伺ってみたいと思っております。

教育的にどうであるかというのは、教育長に答弁をさせます。

○教育長 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

入学式・卒業式等々の式の折に国旗を掲揚し、国歌を斉唱している。これはご承知のとおりであります。従いまして、学習指導要領にのっとった指導を行っている、このように考えておりますが、日常的に国旗を掲揚するということには至っていないのが現状であります。

○腰越 晃君 1 市の公共機関での日常的な国旗掲揚について

私が調べた範囲でも諸外国はかなり法律で決められている国と、あるいは法律がなくても掲げている国と、あと各地方政府に委ねていると、そういういろいろな形態があるように思います。ただ、重要なことは、私は決してかなり右よりの考えを持っているわけでもございませんが、やはり国際社会に生きる日本として、当然日本を構成する本当にもっともわかりやすい表象というのが国旗なわけであります。これについては諸外国の国旗に敬意を表すと同時に、日本国の国旗についても国民の一人としてきちんと敬意を表すべきであろうと。

そしてさらに、日本国を表象するものであるなら、国の機関、あるいは公の地方機関、これはきちんと日常的に掲揚すべきであるとそのように考えております。決して政治的な意味合いで言っているわけではございません。また今後とも検討させていただくことを希望しまして、1 番目については終わります。

2 自治基本条例の制定について

2 番目の自治基本条例ですけれども、実は私自身、質問しながらこういうことを言うのは何ですが、条例がいいのか、あるいは市民憲章形態のほうがいいのかということでは考えるわけです。市民憲章でもいいと思うんです。ただ、最初に言いましたように、やはり市を構成する首長、議会、それから市民こうしたものが、今後あるべき市の姿をきちんと描く中で、お互いにどのように努力しましょうと、どういう役割があるんですよと、こういうものは憲章であれ、条例であれ、きちんと謳っておくべきであろうと思います。

自治基本条例については、自由民主党はちょっと待てよと、どういう内容のものなんだと待ったをかけております。こうしたちょっと小さい考えではなく、中に住民投票の規定があったとしても、これはもう諸外国、先進国、民主主義国、住民投票直接民主制という制度は、どこの国も持っているものと、全て確認しているわけではありませんけれども持っているものと思っております。

そういうものを怖がってはいけません、やはりきちんとそうした条例を持った中で、当然、住民投票があったからといって、二元代表制が壊れるものではありません。条例の上には地方自治法があり憲法があるわけなので、その規定の下にそれに反しない範囲で条例が制定されるわけでございますので、自由民主党が言うようなちょっと小さいなという気もしております。

そういう意味でまとめますと、私は条例がいいのか、あるいは市民憲章がいいのか、正直どちらがいいのかというのは私自身迷っております。ただ、繰り返しますけれども、やっぱりそれぞれ構成する主要なメンバーが、どういう役割を持ってどういう方向に進むのかということぐらいは、きちんと確認をしておく必要があるのではないかと。今の市民憲章では余りにもおおざっぱではないかなというふうに思っています。それのところについて市長はどのようにお考えになるのか。もっと詳しいものに、もっとみんながわかりやすいものに変えていくという考えがあるのかどうかこれをお聞きします。

○市長 2 自治基本条例の制定について

自民党がこのことに余り賛成ではないということですが、私はそれは全く関係のあるところではありませんで、自民党員でありながらそういうことを言うのは失礼ですけれども、もし自民党がそれに党として異議を唱えているとしたら、そんなところまでいちいち首を突っ込む必要はないだろうと私は思っている。

それはそれといたしまして、先ほど申し上げました自治体のいわゆる役割とか構成そういう部分というのは、ご承知のようにもう憲法から始まって地方自治法、それを基にしたまた根拠法、法令が本当に細かくいわゆる行政側、あるいは議会側、市民に対してどうしろというのはございません。そういうことを本当に事細かく、もう明文化しておりますから、それにまた輪をかけて何か付け加える必要というのはまずほとんどない。

おっしゃるのは、今度はいわゆる市民、一般市民の皆さん方の役割とか義務付け——義務は付けられませんけれども、ただ、条例でやればやっぱり義務付けというものが出てきますから、それはもう完全に法律違反とこうなるわけですので、正にさっき触れましたように、理念的なこと、構想的なことを条例化するというのは、なかなか私はそこは駄目だと。

おっしゃっていただいたように、例えば市民憲章の私たち南魚沼市民は人間を大切にしますとか、そればかりじゃなかなかよくわからないということの中で、皆さん方にもっとわかりやすく具体的な文言をとということのご提言もありました。もう、市民憲章そのものをまた大きく変えるということではありませんが、例えば南魚沼市民宣言とかそういうことで何かの機会を捉えてそういうことはできるわけでありまして。そういうことが必要か否か、これはまた改めて別に考えて、いわゆる基本条例ではなくてこういう方法もあるということは、私たちが一応、自分たちの想定の中には入っているわけでありまして。

議員も今そこまで譲っていただいて、そういうことではどうだということもおっしゃったので、それらも含めてちょっと担当部局で検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○腰越 晃君 2 自治基本条例の制定について

市長がおっしゃられるように、やはり法律で細かく決まっております。しかし、どこの法律のどこにどういう規定があるのか、おそらくこれを知っている市民というのはほとんどいないのではないかと思います。また、党の議員バッジを付けさせていただいている私も、では自治法を全て覚えているかといったら全くそんなことないわけです。つまり、法律でいろ

いろなところに事細かく決められているものをピックアップして、やっぱり市民にわかりやすくこういうふうになっているんだよと、私たち市民の役割というのはこういうものだし、議会の役割はこうですよ。首長の役割、行政の役割はこうですよ。そしてお互いにその市民憲章がいうまちづくりを進めていきましょうと。特にこれからの時代はそうしたものが必要になってくるのではないかなと、これは最初の質問で申し上げました。

そういう理由からであります。やはりちょうど合併をして市長が2期務められ、3期目に当たり、本当に土台が完成するこの時期に、やっぱりきちんとそうしたものは確認しておくべきではないかなと思いましたが質問させていただきました。今、非常に今回は2連敗というふうに、2つとも負けというふうに考えていたわけなのですが、少しだけでも最後にいい答弁をいただきました。期待をしております。ありがとうございます。終わります。

○市長 2 自治基本条例の制定について

正に議員のおっしゃるとおり。ただ、我々だって法律全て、関係法令が全部頭の中に入っているわけではなくて、概念的に議会の役割とはこうだよ、行政側としてはこうですよ、この程度のことは大体わかっているわけです。市民の皆さん方もそのことは大体わかっているらっしゃる。

ですから刑法やそういうことだあってわからない部分なんていっぱいありますけれども、日常的なこの生活の中で、これはやってはならないこと、やってもいいことというのは大体わかっているわけですから、法律なんていうものは大体そういうものだと思います。専門家を除けばですね。それはそれでよしとしなければなりません。議員からも一応、ある程度評価をいただいたということになりましたので、宣言的なものをやるとすれば、合併10周年の節目とかそういうことも考えられますので、さっき触れましたようにちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 質問順位19番、議席番号5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 歩む会、一般質問最後大トリとなりました塩谷です。我が会派3人がだいたい市長にぶったぎられて刃こぼれをしたと思いますので、私は無敵の鎧で臨みたいと思います。あと、市長におきましては本当に3選、前へ前へ進む市政をよろしくお願ひしたいと思います。元気良く一般質問をします。よろしくお願ひします。

1 デマンド型乗合タクシーについて

1番目のデマンド型乗合タクシーについてでございます。以前、私、このことについて質問をしたと思うんですけれども、地域によってかなりデマンドのやり方は違ってまして、三条や魚沼市のほうに私どもは勉強に行きました。また、県の国交省の出先のほうにも行政の方を通じて一緒に行ったりしています。そういった形で今回、我が地域では上田のほうでこの実験が行われたわけでありまして、12月15日に多分終わったと思います。資料をいただいているので数字等は把握をしております。今の39人の利用者、また、この中の3人がリピーターという数字をいただいておりますけれども、当初の予定よりこの数字がいかがだったのかということをお伺いさせていただきます。

デマンドというのは、すごく告知、周知というものが難しい。やっている自治体でもその地域の人がなかなか認知をしていないということが多くて、告知と周知というのが非常に難しいんだなと思っています。市長は中期的に考えて、平成27年度の基幹病院に合わせて交通網を整備したいということで、今年の4月からですか、そういう部署を作っているいろいろな検討しているということでもありますけれども、そういったような中身というかこの結果をどう捉えているのかをお伺いいたします。

2 市内中小企業について

2番目に移ります。市内中小企業についてでございます。企業がたくさんある中で、本当に保険とかに入らない、入りたくても入れない企業とかあると思うのです。本当は社長として社員を守って入っていければいいんですけれども、なかなか入れないという企業があります。そうしたところは、やはりハローワークとかでの求人募集は、人は欲しいけれどもなかなかそういうことがままならない。マッチングができないということですか。企業は欲しい、けれども告知がなかなか難しい、そういった企業が多々あると思います。

今ある企業の中でも多分、社会保険等々をやめたがっていたり、やめている企業もあると思います。そういう中で担当部署に聞いたところ、市ではそういう把握をしていないということです。ぜひ、こういう把握というものはするべきだと思うので、アンケートなり何なりの調査をやっていくべきだと思いますが、市長の見解を問います。

3 だんぼの部屋について

3番、だんぼの部屋についてでございます。だんぼの部屋ということなので、だんぼという動物と言ったらいいのか、キャラクターと言ったらいいのかあれですけれども、耳が大きい像ですよ。いろいろな話を聞きたいというようなことで、だんぼの部屋と付けたのだと言っていました。

そして、今回の所信表明の資料の中で、39ページにかなり実態の調査等々をやっていることや、人数の把握が出ておりますけれども、非常にいいことだと思います。いろいろな意見、子どもの意見等を聞いたり、保護者の意見を聞いたり、また子どもと接することで保護者との、子どもとの関わり合いを読み取って、うまく聞き出したりというような調査をしているそうでございます。

そういうふうな中で、ボランティアといっても結構もう業務的になってきているので、その辺の予算、市の助成というものは、こういったものをもうちょっと盛ってあげたい。今市内では4校でやっていますけれども、当初の予定だと市内全部の小学校でやる、やりたい、また、それを拡充していきたいということです。非常にいい取り組みで本当に成果が上がっているものなので、ここはもっと予算を盛ってしっかり子どもをみる。そしてまた、保護者と子どもの間に入っていける機関がすごく大切だと思います。

いろいろなニュースがある中で、母親が子どもに手を掛けたとかということもあります。非常にこのだんぼの部屋というのは、そういうことが聞けるのかなと思います。そういった上で助成また予算等を盛ったほうがいいのではないかと。こういったことについてひとつ聞い

てみたいと思います。

4 障がい者行動援護について

4番、障がい者行動援護についてでございます。交通網の援護というものはあれですけども、私がここで言いたいのは、障がい者はケースバイケースでございます。そういった中で、本当に切羽詰まって行政に頼ってくるわけでございますけれども、そうした時に担当部署がなかなかやっぱりすぐしてくれない。そういった、みていただくような施設等がないというのが、この市内の現状でございます。

例えばケースバイケースですけども、プロレスラーのような強いでかい男の人の知的障がい者などであれば、当然ですけども女性の人ではみられないわけですし、またいろいろな器具を付けている方で見るということになる、看護師等々が必要になったりするケースがある。なるべく自分で保護者のほうがみているんですが、本当に切羽詰まったときに、やはり行政とまたそういった施設等を頼りにする保護者の方がいますけれども、なかなかそこがない。この市内になかったりするわけでありまして。

そして、自分のところに連絡が来ていろいろ私も動きますけれども、なかなか難しいところでありまして。本当に少人数でございます。そういうのを利用される方は少人数ですけども、本当に障がい者のことを守るのがやはり行政ではないかと思っております。今後も自立支援協議会等で、こういったこともいろいろ考えはあるそうでございます。来年にはまたいろいろ意見が上がってくるそうではございますけれども、そういった中で行政でやらなければいけないことだと思いますが、そこについて市長に問います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○市長　また、傍聴者の皆さんご苦労さまです。塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 デマンド型乗合タクシーについて

デマンドタクシーであります。議員おっしゃっていただいたように、実証実験を11月15日から12月14日までの30日間やらせていただきまして、27件で39人（12月21日訂正発言あり）の利用があったということであります。予定よりどうであったかと、私はこれの実証実験を最終的に決めた南魚沼市公共交通協議会というのがいつだったかございまして、10月だったですかね。そのときにこのことをどうするか、いわゆるやってみようということに――これは補助事業であります。

そのときに私もちょっと触れましたし、それから座長である佐野先生からもちょっとご指摘があったのですけれども、2日前に予約をしなければならない。これはちょっと当日になって急に出かけたいとか、そういうことはいっぱいあるわけですし、例えば買物の予定をしていてちょっと具合が悪くなった、天気が悪い、だから今日出かせないにしようということになるとまた取消しとかですね。これはちょっとと言うのだけれども、とりあえずもうそういうことで規定をして、まずやってみようということでしたから始まったわけでありまして。これが別に悪かったという意味ではありません。そういう制約があれば、そう大勢の方は利

用しないぞということ、大体皆さんの一致した意見でありました。

ですから、考えてみれば27件39人も利用があったということは、でもでもまあ、そういう公共交通機関を必要とする人がやっぱりこれだけいたんだなと。ですから、これがもっと自由がきけば、相当の利用が見込まれるというふうに、この結果から私は推測させていただいております。

やはり、そう件数が上がらないというのは、やっぱり運行が自宅から路線バスのバス停までということ。それから2日前までの予約。帰りも同じですから、帰りなんかもう当然買物をもっとしてきたい、だけれども時間が延びればそのデマンドタクシーには乗れないということですから、これらも含めていろいろ検討すべき問題がここに凝縮されたということだと思っております。このような結果を生かして検討して、もっともっと利便性の高いものについて検討していかなければならないと思います。

高齢化社会がこういうふうに進んでおまして、交通手段を持たない皆さん方というのは非常に増えておりますので、これはどうしても必要になる事業だというふうに私は認識しております。吉里に市政懇談会ですか、私の個人的なほうでの懇談会に行ったときにもですね・・・夜間その用事ができた時に出かける手段がないとか、そういうこともありましたので、これは結果は結果として、これをどう改善すれば皆さん方がもっと利用しやすくなるのか、これらを捉えるための実験でございましたので、これはこれとしてこの結果に基づいてまたそれぞれ検討を重ねてまいりたいと思っております。

2 市内中小企業について

ハローワークによる求人ができない事業者の把握等であります。これは今、事業者が厚生年金保険料を納めないという問題等もちょっと生じているということがありますが、ハローワークはこの求人に対して事業者から求人の申し込みがあると、求人申込書に雇用保険の加入条件をチェックしている。その求人によって採用される人が、厚生年金保険や健康保険に加入すべき勤務条件であるにもかかわらず、それに入れないという事業者もやっぱりあるわけです。

そこで、その事業者に対しては各種保険に入れるようハローワークのほうで指導している。疑義があるときは、年金事務所に照会もしているということでもあります。そして、この求人をしたい事業者が法令違反をしている事業者であれば、ハローワークはこの事業者の求人はしないということですから、いわゆる全ての法人事業所、あるいは常時5人以上の従業員が働いている個人事業所、これは一応、強制適用事業所でありますから、本来この厚生年金の加入は法律で義務付けられているにもかかわらず、そのことができない。できないということについては、結局ハローワークを通せないということが出ている。

そこで、ハローワークのほうに問合せをさせていただきますと、法令違反の事業所につきましては、守秘義務の関係から開示していないということですので、私たちが調査はできないということでもあります。そうなりますので、どういうふうにお答えしていいか、とにかく把握、対応が私たちはできないということですのでご理解をいただきたいと思っております。

厚生年金加入の場合は求人情報を開示していますけれども、さっき言いましたように、当然ですけれどもそれに違反しているということがあった場合は、守秘義務の関係でこれを開示ができませんので把握できない。それ以上のことは言えないということですのでご理解いただきたいと思います。

3 だんぼの部屋について

だんぼの部屋の件につきましては、まずは教育長のほうに答弁をさせますのでよろしくお願いたします。

4 障がい者行動援護について

障がい者行動の援護についてであります。議員はそれぞれご存じでありますので、規定とかそういうことは申し上げませんが、今のこの行動援護サービスを提供する事業所は、おっしゃったように当市にはなくて魚沼市にあるわけです。ここに障害児者生活支援センターかけはし、それから魚沼社協が実施しているわけで、当然ですけれどもこの私たちの市からの利用も可能だということでもあります。

補助器具が必要な方やあるいは動きが激しいとか、行動に特徴のある方、こういうことも個別ケースごとに対応をするということですので、まずはここにご相談をしていただきたいということでもあります。なぜこうなっているかといいますと、私たちの市にはこれまで重度の知的障がいの方が利用できる入所施設、生活介護施設は今までなかったわけであります。それは遅れていたということではなくて、合併前はそれぞれの町村で独自にそうした施設を設置するという、そういう需要もそこまではなかった。

その中で小出町にあります県立小出特別支援学校に併設して入所施設、生活介護、日中一時支援施設を共同で整備することが効率的であったということで、当時の2市3魚沼の全市町村で構成します一部事務組合で設置したのが、魚沼学園、魚沼厚生園でありまして、近くにやいろの里も開設したという事情もありまして、私たちの市ばかりではなくこの圏域の皆さん方が大体同じ状況であります。魚沼市にあるけれども、南魚沼にはないじゃないかということをよく言われますが、そういう事情があるということをご理解いただきたいと思ます。

合併も進んでこういう状況になりましたので、ほかの市に通わずに市内でそういうサービスを受けられる部分があればいいと思うのは当然であります。できればそういう方向を模索していきたいと思っております。ただ、一気にというわけにはなかなかまいりませんので、これらも今ほどお話し申し上げた近隣地域との棲み分け的な部分も必要になってくるのではないかと思っております。

それから生活介護での重度の知的障がい者の受入先ということではありますが、これは平成23年度からまきはたの里で1日1人程度でありますけれども、重度の方の生活介護を行っていることはご存じかと思ます。

それから現在、浦佐地区に建設中の障がい者日中活動施設、ここでは重度の方も対象とした生活介護・定員6人と就労継続支援B型・定員14人、これが来年の4月に開設予定であ

ります。平成25年度にはそこに隣接して重度の方も対象としたケアホーム定員4人と、グループホーム定員3人の居住施設が建設される予定になっております。

徐々にではありますけれども、こういうサービス事業者の協力を得ながら、施設整備あるいはサービスの充実が図られてきております。それでもなお当然不足する部分はあるわけがありますので、それをカバーするために市内の事業所が行動援護サービスに取り組むということは大変ありがたいとであります。そのために実施事業所が新たに人員基準、設備基準、運営基準を満たすことが条件となってきておりますので、サービス事業者の皆さん方の理解と協力、これも必須なものだということでもあります。

新たな事業に取り組む際には、地域の関係者で構成しております自立支援事業の中核的役割を果たしております、議員おっしゃった自立支援協議会、この検討結果と方向付けが大切な要素であります。今後この自立支援協議会の訪問・日中活動部会で行動援護サービスについての検討を私どもも進めたいと思っております。その提言を受けてサービス事業者と調整を図りながら、前向きに障がい福祉サービスの基盤整備を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○教 育 長 3 だんぼの部屋について

塩谷議員のご質問にありましただんぼの部屋の関係について答弁を申し上げます。ご指摘にありましたように、今現在、市内の4小学校を拠点にしてこのだんぼの部屋を設置し、活動をしていただいているところであります。この事業につきましては、国・県の生涯学習関連事業の社会全体で子どもを育む運動の一環として、その補助事業として実施をしているところであります。

その活動につきましては、議員からもご指摘をいただきましたように、社会奉仕のお気持ちの方々がこの教室の運営に当たっていただいているということでもあります。本当に頭の下がるところでございますが、なかなか私どもがいわゆる雇用をしてという形よりかは、ボランティアとしてお難儀をいただいて、そこに若干のお礼をしていると、謝礼を差し上げているといったほうがはるかに近い、そういう実態であります。業務が多くなってくれば負担も重いのだろうということは、容易に想像ができるところであります。そういうことではありますが、一気にでは賃金にというところまでなかなかいかないというところも、また現実の問題としてあります。

私どもといたしましては、この方々を対象にということでは全くないのでありますけれども、本来的には一般の保護者等々を対象にした研修であります。家庭教育支援者要請研修会こういった研修会も、県の研修会等々をこの市内で実施するような取り組みを進めて、そのことによって今ボランティアとして働いていただいている方々が研修を受けやすくする。そして、こういう研修を受けていただく中で通常の相談員としての資質を身に付けていただいて、機会があったら私どもの例えば子ども・若者育成支援センター等でいろいろな相談員をお願いしておりますので、そちらのほうに回っていただくとか、そういったふうなことも考えていきたいと今考えております。

また、これも議員からもお話いただきましたが、子育て、教育、家庭の問題等で、学校、行政機関になかなかつながらないといえますか、敷居が高くて相談がしにくいという保護者、それから漠然とした不安を抱えている子どもたち、こういった皆さんからは非常に頼りにされている教室でありますので、今後ともこの拡大、充実には努めていきたいというふうに考えております。

ただ、一つ不安な点がありまして、と申しますのは補助事業で実施しておりますが、こういう補助というのは往々にして盛り上がったところで打切りになることが多いものでありますから、その後の市独自の財源の中でもこれはぜひ続けていきたいというふうに思っておりますので、そちらのほうの準備といえますか、体制づくりということも併せて考えていかなければならない、このように思っているところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○塩谷寿雄君 1 デマンド型乗合タクシーについて

では1つ目のデマンドについてであります。初めて市長から必要だという言葉が聞けたので、良かったかなと思います。本当に市長が今言ったとおりですけれども、やった実験の中で2日前に予約するとか、ちょっとしたことでやっぱり使いづらいなというふうに同じ認識だったのですけれども、その中でも39人という数は俺もちょっと多いなというぐらい思っています。ただ、リピーターが少なかったというのが一つ気掛かりで、使ってみたけれど、やっぱり2日前だから使えないのかなという人も多いのかなということも——まだこれは結果が出たばかりなので、今後のことの方角付けだと思うんです。今の市長の答弁はよくわかりました。

一つだけもう1回お願ひしたいのが、交通弱者と言われるのは年寄りとか障がい者とかですけれども、やっぱり車の免許がないとかいろいろな面からして、これは絶対子どもも入ってくると思うんですね。そこについて市長はどういうふうに、子どももやっぱりそういうふうにデマンドを使うときには、対象が高齢者だけではないという考えなのかどうなのかをちょっと。

○市長 1 デマンド型乗合タクシーについて

現在、私の考え方は、子どもだから、大人だからという区分けは全くしない。いわゆる交通手段を持たない方というふうに思っておりますが、それで間違いはないね・・・ないようであります。ですので、そういうことです。私の考えはそうです。

○塩谷寿雄君 1 デマンド型乗合タクシーについて

ありがとうございます。本当にこのデマンドは必要だと思いますので、平成27年の中期的な考えですけれども、できるだけ早く考えをまとめていただいて早急にやっていただければと思います。次に移ります。

2 市内中小企業について

市内の中小企業についてでありますけれども、本当にこれに入ったら会社がつぶれて結局雇用もできなくなるという、いろいろな今、市長が言われたことはよくわかります。そうい

うところからの呼出しもあるということも事業主から伺っていますけれども、本当にそこに入ったらもう会社自体がやっぱりなくなるというか、もう本当にそれぐらいの切羽詰まった状態で雇用をしながら会社を運営しているという業態もあるんですね、市内には。

なので、その辺もやはりわかっていたいただきたいのと、本当に今はそういう保険・年金もそうなんですが入っているような会社でも、今後は掛けられなくなるというか、これは国のもっと大きなところが動かないと結構難しい問題だとは思っています。非常にやっぱり切羽詰まっている業態というのもあるので、今市長が言われたいろいろのハローワーク等の話はよくわかるんです。けれども、人間味というかそういうところでの質問になってしまうんですが、私的にはそういうマッチングというか、特にそういうところで働く人は、男のしっかりした人というよりはパート的な人のほうが多いのかなとは思っています。非常にその働く、働きたい方、また雇いたい方というのが、結構いる層だとは思っていますが、なかなかその告知ができないということは、やっぱりわかっていただけないということもありますので、何かしらいい考えなどがあればと思いますが、一言だけ答弁をお願いします。

○市長 2 市内中小企業について

いい方法、変な話でありますけれども、我々もその実態が把握できません。これは年金事務所からも出てきませんので、ハローワークもまだよくわからないということです。ですので、ある意味例えば自分の近くにある個人事業所であっても、5人以上常時ということであればですけども、例えばそういう部分の皆さん方は冬期間は解雇といいますかして、ですから常時雇用でない。そういうことで、何といいますか逃れている部分もあるのかもわかりません。じゃあ、我々が何ができるかと言いますと、いわゆる職業紹介も今、法律上はハローワークでなければできないわけです。その部分を地方に移管しろということは国に言っていますけれども、それはなかなか今のところは実現していない。

具体的にそういう事業者の皆さんから、私はまだ相談を受けたことがないんですけれども、議員のほうにどういうことをすればというか、どういうことを行政としてやってほしいのかというようなことが——聞いてはならなかった——あるのか、おわかりでしたらお知らせいただければと思いますがよろしく願いいたします。

○塩谷寿雄君 2 市内中小企業について

わかりました。一例をちょっと言いますと、例えばですよ、市がよく産業振興課で行っていた国の事業で1年雇用とかあったわけじゃないですか。そこでは保険等に普通に入れますよね。当然入れるわけです。けれど、その人たちが例えば辞めて実際保険等に加入できるようなところに勤めているのか、そういった調査なりも、実際の現状というものはかなりやっぱり違うものがあると思うのですよね。例えば1年で辞めるという人がわかっていて俺らがもし企業で採るときに、そこまでの支援はやっぱりできないわけだし、今言った市長に言われてそういう業者の方から、またどういった問題が行政にお願いがあるのかというのは、もうちょっと詰めてみなければわからないところはあるんですけれども、現状ということがやっぱりあると思うのです。

1年の国からの補助であれば保険に入れるけれども、それが終わってしまえば、やっぱりそういう会社って非常に手も多いとは言いませんけれども、実態としては結構あるんじゃないかなというふうに思っています。また、これはいろいろこの場でどうこうというわけにはならないと思いますので、いろいろ相談等またできることがあったら考えていってもらいたいなと思います。この質問は以上で終わりにいたします。

3 だんぼの部屋について

だんぼの部屋についてに移らせていただきます。拡大していきたいということで、今4校でやっているところを、できるだけ増やしていきたいという認識でよろしかったですか。はい、わかりました。業務になると、すごくやっぱりいろいろなことで時間も長くなったりしてきていますので本当に大変なことだと思います。

それと、皆様もよく人に携わるお仕事だと思いますので、人に携わる仕事というのは、何かをしている仕事よりも非常に大変というか、いろいろな感情とかそういうのも押し殺したり、また出さなければいけないところもあったり、相手も今度はそうでしょうけれども、非常にその辺はやっぱり大変な部分だと思います。そういったところで人件費を、最低賃金を出せとかという問題ではないかもしれないですけども、そういう気持ちがわかる人だったらそういう活動費なり予算なり等を、もう少しやっぱり盛っていくべきだと思いますけれどもお願いします。

○教 育 長 3 だんぼの部屋について

今現在4校でやっております。そして、これは設置しているその学校の皆さんでなければ相談を受けませんということはないのでありますが、そうは言っても隣の学校とか、よその学校にというのはなかなかこれは実際としては難しい話でありますので、使える部屋があるとかそういう条件にもよるわけではありますが、極力広げていきたい。

ただ、毎日常設というわけにはなかなかまいらないかと思っておりますので、そこは例えば需要に応じて月に1回とか週に1回とか、どうなるか頻度は別といたしまして、そんな形で広げていきたいなとこんなふうに思っております。

それから、待遇のほうでありますけれど、今ほどご指摘いただいておりますように、大変なお難儀をいただいているわけでありまして、ほんの気持ち程度でありますが増額をしたいなということで、今現在、予算のほうにはお願いしているところではありますが、とても苦勞に見合った単価というわけにはなかなかまいらないので、その点はお許しをいただきたいと思っております。

それから、先ほどの答弁とも一部かぶりますが、せっかくお難儀いただいているわけでありまして、その方面についてのいろいろな研修に参加しやすいように、県の事業であっても私どもの市内でやっていただくとか、そういった努力をしてまいりますし、また研修に参加いただくときの若干の費用等々についても、何とか面倒がみられるような方法がないか検討をしているところであります。

○塩谷寿雄君 3 だんぼの部屋について

いろいろありがとうございます。本当に大変なんで、その辺しっかりしてもらいたいのと、この事業の中で内山先生がいろいろかかわる事業もやっています。本当にこの障がい児というものもすごく増えてきている段階なので、子育て支援課とリンクして保護者の教育というものも——3年、5年たってからわかることもいっぱいあります。早めに対応はしていったほうがいろいろの面でよくなる可能性というものがありますので、やっぱりそういったこともやっていていただければと思います。

4 障がい者行動援護について

続いて4番に移らせていただきます。市長からは前向きにやっていきたいという答弁をいただいたので、来年からまた自立支援協議会のほうで上がってきたことを、しっかり行政としてやっていってバックアップしていただきたいのです。けれども、やっぱり本当に切羽詰まっている日中一時というのが、非常に大変なところでありまして、ショートステイだったら受け入れてくれるとか、いろいろあるのかもしれないんですけども、障がいの程度によって基準があってその上で救えない、また下にも入らないという中間層の方がいるんですよ。

歩けるけれども、いろいろな障がいで、歩ける人は駄目だとかというそのラインとかもいろいろあるので、私のところに来るのは行っても多分なかなかすぐにできないから、もう最終的に私のところに連絡が来るのかなと思うんです。本当にその切羽詰まっているいろいろなことをやっぱり保護者って勉強していますので、すごく自立支援協議会や役所のほうとの掛け合いもやっていますけれども、なかなかやっぱり本当に大変な部分があります。ぜひ、そこを真剣に担当部、担当課そしてまた自立支援協議会、いろいろな社会福祉協議会もありますけれども、連携してやっていていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 長 質問順位20番、議席番号25番・若井達男君。

○若井達男君 お疲れさまです。5番・塩谷議員が歩む会の大トリということだそうです。私は本議会の一般質問の大トリでさせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。本議会におきましては、それぞれの皆さんの中から任期満了に伴うご勇退、また退職という方が出ておられます。本席におきましては、先ほどもお話が出ました遠山教育長におかれましては、本当に合併時は多分企画課長をされてこの合併を進めてこられた。その後は六日町時代の助役。そしてその後、今の職の教育長ということで、正に心骨を惜しまず6万人市民のためにご尽力をいただいたということで、本当に厚く敬意を表するところでございます。ご苦労さまでございました。壇上に上がってこそ、この御礼が述べられるというふうに思っております。ありがとうございます。前置きはそれぐらいにしまして一般質問をさせていただきます。

大原運動公園整備事業について

大原運動公園整備事業についてということです。この大原運動公園整備事業につきまして、私は一般質問で取り上げるのは初めてでございます。しかしながら、私はこの大原運動公園ということでなくして、平成18年の9月議会には野外スポーツ施設の充実ということ

で取り上げております。このときにつきましては、市営野球場の建設についてということをもまず最初にあげておきました。そして2番目として総合陸上競技場建設についていかがということ。3つ目というふうになります。長森運動公園についてということで、このときは私が一番バッターで、朝一番にこの問題に取り組んでおります。その後が多分岩野さん、その後が山田さんだったかというような順を覚えておりますが、そんなことで一般質問をさせていただいております。

そして、この野球場建設については、私が一般質問で取り上げた後、やはりこれは市長のほうの答弁に基づいて進んできているわけです。長森運動公園はご存じのように八海醸造さん、地元企業のほうから土地を半分近く購入していただいて、そのあとの残りについては今また新たなる方向付けで進めているところでございまして、これにつきましては先週の水曜日、ちょうど一週間前ですが、八海醸造の社長さんと夢を語り合ったものでございます。

陸上競技場につきましては、なかなかその時点では考えられないというような答弁をいただいたわけですが、この市営野球場について建設地については、私は大原運動公園がいいんじゃないかというようなことも質問させていただきました。その中では、有効な候補地である、立派な候補地であるという答弁をいただいております。

そうした中を進んできたわけですが、ある時期を経た中に私は同僚議員からブログでW議員というのが出ていたが、若井さんW議員というなら俺たちの議会だと若井さんのことじゃないかというような話を聞きました。そして考えてみると、名前を考えても名字を考えていてもWが付くのは、そうだな、確かに俺だなと、そんな会話をしたのです。ところで、そのブログに載っていたのは何ですか、ということだったのですけれど、いや、W議員は野球場問題について根も葉もないことを言っておると、そのような話を聞かせていただきました。

私は今はちょっと耳も遠くなり、年をとったせいかが短くなったもので、すぐにかちんとくるわけですが、当時はちょっと若かったもので落ち着いて、ああそうかと、かちんときてはいけないと、そのように思いました。

しかしながら、これは私は放っておけない。私の周りには野球連盟の役員の皆さん、そしてその役員の皆さんが各種試合で審判をし、またリトルリーグの育成とそういったことをやってきたものですから、これはもし、私の仲間の人たちが誤解したら困るということで、私は文書を持って野球連盟の納会、若しくは忘年会に―――当時から呼ばれておりました。今も時間があって呼ばれば出席させていただきます―――私はそのときにこういう書類を持って出たんです。この書類は皆さん、何ですか、総合計画予定事業一覧表、投資的事業のみ平成18年度から平成27年度、第1期の10か年経過の中の3年間のローリング部分として、最初に出てきたこの事業一覧表なのです。

そして、これはその年の3月議会で新市合併以来の30人の議会で、これは反対者もなく、満場一致で決定しているのです。その総合計画の事業計画の中の1ページ目の一番が、保健・医療・福祉、2番目が教育・文化、その中の新事業として市営野球場建設事業。そして、この事業概要については、市営野球場の調査・設計というふうに記載しているんですよ。これを

30人の議員が反対もなく満場一致で承認しているんですよ。だから、私はいかさまな中途半端なことを言っているのではないですよ、皆さん、ということで、その人たちには理解いただきました。

しかし、私は理解いただいたんですけれど一番難しく大変で、容易でなかったのは市長なわけです。市長は、総合計画でも何でもなし、自分勝手に決めて言っていると。つい最近までですよ、これは。選挙の中、4年前の選挙でもそうでした。街宣車が市長の前を通ると、野球場反対、野球場反対、これも大変だったと思います。市長、ようやく野球場もここにきて落ち着いて、昨年6月議会には調査費。そのときには私は議長をしておりましたが、傍聴者が動員をかけたのか、個人で来たのか、200人からの傍聴申込みがありました。入れ入れ、5人や6人のオーバーであれば全部入っていただいても結構なんです。しかし、議席の数が決まっているその中に、それ以上入れても入れない人がいる。これは駄目です、そのために傍聴席の数は決まっているのです、ということで固くお断りを申し上げました。

私についてはそんなことで済んで、とにかく市長については幾ら説明しても理解しようとしませんか、わからないか、ちょっとこうだか、そういったところがありますけれど、その中にきてようやく落ち着いた。経過はさほどにしまして、あとは通告どおりに。

まず、この整備事業の工事進捗状況はいかに、ということです。これについて市長は、11日の所信表明で、3分の1ぐらいが今の進捗状況の過程だと。野球場それから多目的グラウンド、あとそれに附帯するトイレ、調整池等合わせて3分の1ぐらいだということで述べられております。あわせて、この11日には総務文教委員会の委員長のほうからもやはり閉会中の調査ということで、金額にして5億円ぐらいの進捗状況だということです。これが15億4,500万円の今回の事業費になっておりますので、ああなるほどそうだなというふうに感じました。

そして、この今現在の進捗状況も、特に早い初雪がいっぱい降った、5日間も続いて降ったこれによって、果たしてその影響が出ているかどうか。あわせてこの事業進捗に基づくこの後の進捗状況がどのような形で進んでいくかということで、ひとつこの点について伺っておきます。

そして、やはり工事につきましては、安全でなければならない。事故があってはならない。この事故はハード面もソフト面もあります。そしてこの事故につきましては、工事関係者は、JVは関係下請業者等を含めて災害防止協議会というものを立ち上げて、月2回の会議をもって事故を起こさないように、遭わないようにということでやっているということをお伺いしております。

しかし、それはそこに入って工事をやる皆さん方ですが、発注者側として安全管理はどのような点に重点を置いて——せっかくすばらしいものができた、事故があった中の建設ではなかった、何もなかったというようなことで、私も完成を望んでいる一人でございます。その点について伺います。

そして、この大原運動公園が完成した暁には、今泉記念館、そして道の駅。その道の駅の

中には地産地消ということで、地元の農産物直売所、そして先ほど申しあげました今泉記念館の中には四季レストランですか、そういったものが含まれる。これは一大観光拠点になるんだと。スポーツ拠点と合わせた中の一大拠点となるんだということを市長は述べられております。

そうした中で、一大拠点となったときに果たして、観光人口そういったものはどういった推移で移っていくのか。あわせて経済的な波及効果はどの程度が見込まれるのであるかと、その点についても伺っておきます。

さて、4番目になりますが、そうした運動公園が完成するわけですが、完成してから、運営体制をどのようにしていくかということでは、間に合いません。その前に市長もこれは、ことあるときだけではないと思いますが、今、手挙げがしているという話もあるというようなことを聞いております。具体的にこの運営管理体制をどういった形でもっていくのかということについて伺っておきます。

これも完成は今の第1期につきましては、平成26年度ということが決まっているわけですが、26年度の終了では間に合わない。少なくともこの後、運営管理体制者のほうでプロジェクトの検討等に入れば、少なくとも最低で6か月以前には決定をしていなければならないことだと思っておりますが、その点についてもひとつ伺うところでございます。壇上からの質問は以上といたします。

○市長 大原運動公園整備事業について

若井議員の質問にお答え申し上げます。今の進捗状況であります。所信表明で述べましたことは、本年度中に3分の1ぐらい——ですから冬も工事はやりますが、積雪期間中もやりますので、本年度中には3分の1ぐらい仕上がりますということであります。現在の進捗ですけれども、工期は平成26年3月31日まででありますので、工期の4分の1ぐらいは経過したというところであります。

現在は大原運動公園の土木工事がおおむね15パーセントの進捗率です。それから野球場の建設工事がおおむね20パーセント、それから電気のほうの強電のほうは7.5パーセント、弱電のほうは6.5パーセント、全体では現在16パーセント程度であります。

雪の影響というのは、それは一時的に降ったのでその部分はちょっとありましたけれども、先ほど触れましたように冬期間も、特に建築関連のほうは進めていこうと思っておりますので、そう今のところ雪によって大きな工事の遅れが出るということは、まずないものだと思います。そして野球場につきましては、来年の秋ごろには完成をみたいというふうに思っております。

インターハイ開催が今年ありまして、この期間中にはテニス会場でありましたので、工事をストップして対応していただいたということもありました。そういう部分が若干ずつ、工期の4分の1を経過したけれども、進捗率はまだ16パーセントぐらいと。本来ですと4分の1ですと、そのままもっていけば25パーセントということになるわけですけれども、そんな部分がありまして、やや遅れ気味であったということでもあります。これからまた工程の

フォローアップ等をしながらか、約定の工事期間内に工事を全部完了するということについては、間違いなくできていくものだと思っております。

安全管理についてでありますけれども、今議員おっしゃっていただきましたように、工事請負各社によります災害防止協議会を定期的に開催して安全管理に取り組んでおりますし、またこの工事に伴います第三者被害を防止するために、関係行政区等に対する工事説明会を開催する。こういうときには当然ですけれども、市も中に入りながらやっていると。そして、工事行政区には、工事進捗における工事関係車両の交通情報提供、こういうことも地元の区長さん方にご協力いただきながら、回覧板等で周知をさせていただいているということでもあります。

去る11月14日に労働基準監督署を初め発注官庁機関並びに建設業協会合同の安全パトロールが実施されまして、当現場も視察をいただいております。全体講評では、労働基準監督署長から大原野球場現場は安全管理に努めているというお話をいただいたところでありますので、安全管理についてはまず万全の体制であるということで、お知らせを申し上げたいと思っております。

降雪期を迎えましたので、スキー客の通過もまたこれから多くなります。更なる第三者災害の防止に努めるとともに、工事現場あるいは工事作業員の安全確保を第一に工事を進めるべく取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

交流人口の推移や地域経済への波及効果であります、これは特別にここではじき出したことではありませんけれども、今までの類似施設等による部分から推計をさせていただいておりますが、今回のインターハイのテニスあるいは自転車ロードレース、これの期間中の経済効果を試算してみました。延べ観客数が2万人弱、延べ宿泊数が6,417人、4億5,000万円の経済効果ということがはじき出されております。

ときめき新潟国体を控えた平成19年に20面に増設したテニスコートは、翌年には前年比13.5パーセントも利用増があったということですから、施設をきちんと整備をすれば、1割、2割はすぐに伸びたということでもあります。そしてこの大原運動公園整備ですけれども、完了しますと市民の利用はもちろんのことでありますけれども、塩沢石打インターから本当にすぐ近いわけですので、県外、市外これらの利用者、観客数も格段に増えていく。

そしてまたこの中に展望広場、あるいは遊び広場こういうことの整備もされますので、そういうことが目的の観光客が新たに望めるものと。そして夏期スポーツの合宿誘致、あるいは各種大会誘致これらも大いに期待がされるところでありますので、地域経済の波及効果は大いに期待できると、まだ数値ははじき出しておりません。

今決定しておりますのは、前から申し上げておりますように、2014年、再来年の8月23日に東京六大学野球のオールスターゲーム、これはもう決定済みであります。完成するのはその前になりますから、今ちょっと考えておりますのは、当地出身の阿部拳斗君が所属しております新潟アルビレックス、これは公式試合になるか、あるいは練習試合になるかこれらは別にして、阿部拳斗選手を中心にしたチームを招へいして、地元の皆さんと試合をし

てもらえるのか、さっき言いましたようにBCリーグの公式戦になるのか。これはまだわかりませんが、それらも今話しかけをしております。公式戦これは最低でも年間1試合、2試合はやっぱり誘致をして、それから高校野球の予選大会の誘致も計画をしているところでもあります。

こういう部分でやりますと、なかなか計算をしてこのくらい効果があるよということがすぐぽんと出るわけでありませんが、1～2回そういうイベント等を実施してみれば、おおむねのことはわかってくるのだらうと思っておりますので、今現在、数値を挙げての波及効果等はちょっとはじき出されるところではないというふうにご理解いただきたいと思っております。

運営管理体制でありますけれども、今触れましたように大原運動公園野球場は平成25年末にはもう完成しますので、26年からは使用開始、多目的グラウンドは26年に改修工事をやって、27年から使用開始ということになります。指定管理者につきましては、平成25年中に公募、審査、決定をさせていただいて、26年度よりの運用としたいと思っております。現在のところ、スポーツ関連の企業が3社営業に参っております。

指定管理者の募集に当たっては、現行の文化スポーツ施設これを一体とした方法が良いのか、切り離したほうが良いのか。また、このスポーツ施設というか大原運動公園を一つとりましても、野球場、多目的広場、テニスコートとして分離したほうがいいのか、大原運動公園一体化したほうがいいのか、これらも含めて検討させていただきたいと思っております。スポーツ推進審議会あるいは教育委員会等で、今後それらを検討させていただいて、募集要項をきちんと詰めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○若井達男君 大原運動公園整備事業について

工事の進捗状況についてですが、今ほどよくわかりましたが、多目的グラウンドの進捗状況と合わせて今後がどのような進め方でやるのか、その点がちょっと今の答弁の中には、私の聞き落としか何かだったのかなというふうに考えておりますので、その点について伺います。

それで、野球場のほうについてはよくわかりましたが、多目的グラウンドがいつ完了するかということに対してちょっと気になることがあるんです。ということは、2015年に新潟県で日本陸上選手権大会が最近決定しました。新潟陸連の長年の念願だった日本陸上選手権大会がこの2015年に決定した。

大体この選手権大会は、全国大会は今までですと6月ぐらいに開催されているわけですが、そしてこの年、2015年に合わせて北京で世界陸上選手権大会が開催されるということになっておりますよね。そうすると、こういう大イベントが重なった年には、必ずその前の選手権大会とそれらについては、これは日本で一流の選手が参加しなくてはならない。これが世界選手権の予選会になるので、その点が私は、これからこの新潟県において陸上選手権大会が開催される、それらについてどの程度でこの多目的グラウンドが進むかによって、この

また利用等も大いに考えられるのではないかというふうに考えているところです。

400メートルトラックは市長もご存じのように、日本で一番最初にできたのは、新潟県の弥彦村の弥彦神社が作ったのですね。ちょうど今から100年前の1912年。これは弥彦の大災がであって、弥彦神社の南隣から火事が出て、そして社務所から神社から拝殿から一切燃えてしまった。そこに今の競輪場の前が野球場だったんですね。大阪にはナルミの運動場があって、これも300メートルでしかない。東京の駒場の運動場も300メートルしかない。何で400メートルを作ったかということは、これはその時の宮司がやはりオリンピックを目指していたんですね。そしてこの1912年は日本が初めてオリンピックに選手団を送った年なのです。今から100年前、今年がロンドンオリンピックでちょうど100年たったところです。

それで、私が何を言いたいかということは、先ほどからこの多目的グラウンドがいち早く整備がなされたときに、やはりここに合宿ないし、キャンプないしを、日本陸上選手権大会以前にこれができ上がっていたならば、そういったものを誘致、勧誘できるんじゃないかということです。

これについては2007年には世界陸上大会が大阪でありました。そのときも私はこの議場で、キャンプ地に手挙げはできないかと。十日町はサッカーでクロアチアが来ているじゃないですか。そして、加茂市はドイツで体操の銅メダルをとった女性選手が、加茂市で合宿した結果が銅メダリストにつながっているじゃないかと。そういうことで加茂市はその後、今度のロンドンに向けて体操施設を全部そろえて、ドイツのオリンピック選手の受け入れをやっている。やはり私たちも目指すところはオリンピック、そういったところに観点を置いても今のスポーツ体制の中には間違いはないと私は思っているわけです。市長この1点について、まず私が伺いたい進捗状況の中には、多目的グラウンドがどのような形で進んでいくか、その点についてひとつお聞かせください。

○市長 大原運動公園整備事業について

多目的グラウンドにつきましては、来年度、平成25年度に発注になります。来年度の中盤以降になろうかと思えますけれども発注になりまして、完成は平成26年度中ということになります。平成27年が陸上大会になりますので、前年の合宿等についてはちょっと無理かなと。ただ、平成26年の早い時期に終わる見通しが立てば、例えばそういう部分であれば受け入れられるといいますか、芝生のところで合宿をとる部分があれば、それは受け入れ可能かもわかりません。雪が降るまでの間はですね。

ですので、平成26年のなるべく早いうちに完了ができるような体制がとれるか否かということですが、まだちょっとここははっきりわかりません。可能であれば今議員がおっしゃったようなことも含めて実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○若井達男君 大原運動公園整備事業について

私もその平成26年度中に完成を望む者の一人でございます。やはり目指すところは、オ

リンピックのほうにもこの南魚沼市から息が届くということであってほしいと思っております。

それで、次の工事の安全管理についてということで、市長のほうから万全を期してやっている、そういったことを聞いて安心をしたわけです。しかし、私は工事の事故、災害等については、やっぱり2通りあると思うんです。1つがハード面の例えば建設物については足場、手すり等支保工がしっかりしているか。これらは今は極めてきちんと安全にそれぞれの業者の建設担当者のほうでチェックした上でやっております。

もう1つはやはりソフト面なんです。人災、現場事故等については、このソフト面の問題がどこから来るかといいますと、まず家庭においての心配事やいざこざ、そういうものを持った現場職人、技術者が現場に出たときにどうしてもそれが払われない。簡単な作業であってもそれが事故につながる。あわせて職場に行ったときに、職場内の人間関係等も大きくその人災事故等には影響しているんです。今の現場事故で一番多いのは、その精神的なメンタルの面なのです。

そこでひとつ市長に伺います。この9月議会が終わった後、何か議会の中からその現場に行き指導されたとか、そういった話が私の耳に入っているのです。そういったことは市長どうでしょうか。議員がそこに行き、直接入り指導されたとか、指示があったとかという話を私は聞いているのですが（「それは指導ではない」の声あり）——市長に聞いているのです。ひとつその点をお答えください。

○市長 大原運動公園整備事業について

指導であったか否かは別にして、議員の方が現場に赴いていろいろお話をなされた。そして今度来るときは、私みたいにおとなしいことを言っている人ばかりじゃないよ、というようなこともおっしゃって帰ったということは、現場のほうから逐一報告は上がっております。

○若井達男君 大原運動公園整備事業について

私は指導で入ったというふう感じていたのですが、それはそれは大変なことだと思います。先ほども申し上げましたように、現場の事故というものは、そういった精神的不安定からまず発生する。

私も現場の人に聞きました。もし、そういった指導的だとか現場の状況の指示があったとき、あなた方はどうされますか。私たちはそういったものは一切聞きません。発注者のほうと相談した中で進めていきます。じゃあ、それはそれでよくわかりました。当然だと思います。私はその話を聞かせていただいて安心しましたと言いましたが、今の市長のような話であれば、これが正に場合によると威力業務妨害にだってなりますよ。業務妨害、営業妨害、刑法では業務妨害です。業務妨害もいろいろありますよ。偽計業務妨害、虚偽風説流布業務妨害、そして今言ったように威力をもって妨害するという威力業務妨害。

これは言う人はどうこう思わなくても、恐怖を感じたときには、脅迫罪が成立するんですよ。そんなことでそれが事故につながっては大変だし、作業のほうについては決してそういったことはないというようなことを言っておりますが、そういった件について市長、その辺

はどのように考えますか。そういった方が入ってそのような話をされたということは、その点についてひとつ伺います。

○市長 大原運動公園整備事業について

私もその報告が現場から上がったときに、話の内容等も断片的でありますけれども、箇条書きにした書類が、報告が上がってきましたので非常に遺憾ではあります。報告にあったように、もし、次にまた予告していたような内容で、議員がその現場に行っているいろいろ申し上げるようであれば、これは正式に私のほうから抗議もしなければなりません。直接その言葉を受けた方が、今議員がおっしゃるように恐怖を感じたり、いろいろな部分も感じればその方がどういう対応をとるかということは別にいたしまして、発注者側としますと——いわゆる発注しているのは市でありますので——申し訳ありませんが、議員の皆さん方がそこに現場に行ってあれこれ指示をしたり、あれはやめろとか、これはやめろとかなんてことをおっしゃる権利は何にもないわけですから、それは正に言語道断ということだと思っております。その後、予告された方が行ったという報告はございませんでしたので、静観をして今日まできたということでもあります。

○若井達男君 大原運動公園整備事業について

予告された方がどういった方かは、私はその辺は聞いておりませんが、おっかない人が行く、来るということは、私が感じるのには反社会的勢力だと思っています。反社会的勢力、これはいろいろありますよ、笑っていますけれども。暴力団、暴力団企業、総会屋若しくはそれに準ずる人たち。そして、それが今言ったように反社会的行為者については、本人がどうこうなくても受けた人が恐怖を感じたと、おっかなかつたと、これは脅迫罪が成立するのですよね。

そして私たちは、今年の1月10日に塩沢町公民館で、議長は行って挨拶されたと思えますし、私も参加しました暴力追放安全宣言集会大会をやっているじゃないですか。3月には条例を市のほうで、その前には12月議会で議員のほうから発議しようという提案があつて発議して、それに基づいて3月議会で正に条例化しているじゃないですか。そして4月1日からそれは施行されている。

私は議長にも何か一言いいたいんですけど、議長はまあその点については理解していたり、何かいろいろその辺は善処されているようなものですから問題はないと思えますけれど、市長は市のほうとしてそういうことがあれば、そのように対応されるということですよ。私たちは今度議会としては、やはり全員協議会を開いてそこできちんと確認する、場合によっては会派代表者会議をやる。その上に必要なことがあれば調査特別委員会設置だって議運のほうに働きかけて立ち上げをする。やはりそういったことも、正に市長が言われるように、これから考えられる。あつたということになれば、それをしなければいけないと思います。

これは議会のほうの関係ですので市長のほうから答弁はいりませんが、そんなことで私も大分これは危惧した件でございます。私たちは反社会的勢力には屈しないということを決議したばかりなものですから、ひとつそれに負けないように頑張っていきたいと思っています。

次ですがこの3番については、市長の説明で十分理解できました。かなりの大きな成果が得られると、私もそのようには思っております。ただ、今ここで数値的な数値を出すのはなかなかこれは難しいと、そのようにも私も思っております。

それで次の4番ですが、運動公園の管理体制これについても今ほど伺いました。そして私も大切なことは、そっくり今のスポーツ振興公社そういったところに出すのではなくて——しかし、この問題のものは、一番の市の主管となると教育部局ですよ。それと都市計画課も入っていますけれど、教育部局。それらの人たちは日常の他の業務にまず追われておって、スポーツ振興そのものに対して専門的な意見そういったものは、言っては失礼ですけども持ち合わせてないのですよね。そういう中でこのスポーツ関連の会社が3社名乗りをあげているということ、それに対して今度はどういった発注の仕方をするのが、正にここが境目だと思うのです。

長野オリンピックが1998年にありましたよね、冬季オリンピック。オリンピックがあつて長野オリンピックスタジアムができた2年後には、ここはスタジアムじゃなくて野球場になっているんです。長野県は県営野球場があるんです。あつてもこのオリンピックスタジアムを3万人収容の野球場にしたんです。そしてこれも指定管理にしたんです。それで指定管理にしたとき、どういった指定管理者に任せたとすると、これは電算システムの株式会社電算ですね。コンピューターシステム会社の電算。そして、併せて日本全国でやっているプールを運営しているコナミスポーツですか。そういったところがやはり自分たちのノウハウを最大限に生かせる、生かすということで、そこに向かっていくわけですから、私自身はやはりこれは指定管理の場合であっても切り離れたほうが、一番専門的にその分野に向かえるんじゃないか。これだってボランティアの育成から始まりますよ。ボランティアの育成、そしてプロスポーツの支援、それから商業イベントの立ち上げ、こういったものはやはりその道でなければできないと思っています。

そしてあわせてそういう指定管理の下に、地元の企業でも団体でも対応できる、対応できる、そういったところをひとつ大いに活用していくというふうに私も考えております。この点についていま一度、市長の考えを聞かせていただいております。

○市長 大原運動公園整備事業について

指定管理者につきまして今現在、一応希望といいますか名乗りを上げている3社共に市外——当然ですけども本社等は市外に所有しているスポーツ関連会社でありまして、口頭でありますけれども、当然、そういう受注ができる場合、あるいは指定管理者として名乗りをあげる場合も、地元のそういう団体とか、あるいは企業とか、そういう皆さんと共同でやっていくということは大体お話としていただいております。地元の雇用関連にも大きく貢献はしていただけるものだと思います。

今議員おっしゃったように、この大原運動公園そのものは完全に切り離さなければなりません。ただ、その中を3つぐらいにまた分けるのか、1つでやるのかとこの問題も、今ご承知のようにテニスコートはヨネックスさんがスポンサーになっての大会とかをいろいろやっ

ております。そういう部門をどうするか、これらも含めて考えなければなりませんので、これをちょっと調整させていただいて間違いのない指定管理者選び、そしてそれが地元経済の利益にもつながるような方向性をきちんと築いていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○若井達男君 大原運動公園整備事業について

時間がもう少々ありますので、今ほどの市長の極めて前向きな姿勢を聞かせていただいて、本当にありがたいと思っております。

市長、それでちょっと古い話になりますが、運動をしない県というので新潟県が男女ともワースト3なんですね。そしてこれは古い資料で、どこから出てきたかと思ったら、厚生労働省が調査をやっているんです。1回30分以上の運動を週2回以上、年を通じてやることを運動習慣者率と言うそうです。そしてじゃあ、南魚沼市はどうかというと、南魚沼市はまして冬期間は雪で、皆さんがみんなスキーをやるわけじゃない、ボードをやるわけじゃない。

そういった問題ですので、この大原運動公園整備によりひとつ私たちも、健全な体に健全な精神が育む、そんなことですから、ひとつ私はそれを大いに活用して、健康な南魚沼市のそれこそ身体であって、最終的には介護保険も仕方がないわけですけど、なるべく病院にもかからない、おいしいものを毎日いただく、毎日1時間も飲んじゃいけない、そういうふうを考えてこれから頑張ろうと思えます。1日1回30分の運動を週2回以上、年を通じてやるという、そのように考えてやはり健康市、南魚沼市を望むところで一般質問を終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は明後日12月21日金曜日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

(午後3時06分)